

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ベトナム国オモン3コンバインドサイクル 発電所建設事業（協力準備調査（有償）） ドラフトファイナルレポート

日時 平成24年3月23日（金）14：00～16：49

場所 JICA本部 201会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

武貞 稔彦 法政大学 人間環境学部 准教授
田中 充 法政大学 社会学部及び政策科学研究科 教授
二宮 浩輔 公立大学法人 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授
早瀬 隆司 長崎大学大学院 水産・環境科学総合研究科 教授
平山 義康 大東文化大学 環境創造学部 教授

JICA

< 事業主管部 >

立松 信吾 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 課長
菅沼 愛 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

< 事務局 >

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長
加来 智子 審査部 環境社会配慮審査課
毛利 剛士 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

中村 匡 日本エヌ・ユー・エス株式会社 HSEユニット
深澤 典彦 日本エヌ・ユー・エス株式会社 HSEユニット

午後2時00分 開会

河野課長 それでは、お時間になりましたので、これから助言委員会のワーキンググループを開きたいと思います。

本日は、ベトナムのオモン3コンバインドサイクル発電所建設事業のドラフトファイナルレポートということでございます。

本日の主査でございますけれども、過去の回数から、できましたら早瀬先生にお願いしたいと思います。

早瀬主査 はい、やらさせていただきます。しばらく出ていないので、どういう手順であったのか定かではありません。回答の説明からしていただいたらいいんですか。

河野課長 お送りするのが遅れたんですけれども、もしできましたら、最初に読んでいただいて、質疑をお願いできればと存じます。

早瀬主査 説明抜きでしたか。

河野課長 はい。10問とか20問ぐらいで質疑という形にしたいと思います。

早瀬主査 はい、わかりました。

それでは、ちょっと不慣れですけれども、よろしくをお願いします。

今おっしゃったような手順を進めたいと思いますが、まず、全体事項が4問ありますけれども、全体事項に関して、先生方のほうでご意見等ございましたら、お願いします。

1番、2番は二宮先生ですが、よろしいですか。

二宮委員 じゃ、最初に入れていただけてますので、私から質問といいますが、確認させてください。

ご回答、ありがとうございました。

1つ確認なんですけれども、私が読みきれていないのかもしれませんが、発電施設は、これは3ですけれども、1、2とあって、4、5もこれからできるということで、主にはADBが、それ以外の発電施設には関与しているみたいですが、どこかで一体不可分事業に関して、その環境社会配慮的なプロセスがとられているということがあるのでしょうか。それがちょっとこの報告書の中からは読み取れなかったもので、なされているのであれば、そのことをぜひこの報告書の中でもあわせて報告というか、掲載をしていただければいいのかなと思いましたが、そうでない場合には、どこかでそういったプロセスが必要なのではないかというのが、この1番、それから2番も関連ですけれども、私の問題意識だったのですが。

菅沼 最初に、個々の発電所についてお答えさせていただきます。

今、オモン1から5というふうにお聞きしましたけれども、5はちょっと計画からなくなったということで、今のところオモン1から4になっております。

オモン1号機については、円借款で支援しておりまして、オモン2についてはまだファイナンス先が決まっていない状況です。けれども、BOTとなる予定になっておりますので、民間企業が参入する予定です。オモン3は本事業となりまして、オモン4はADBとKfWとのファイナンスとなっております。

不可分一体事業についてですが、5 - 83ページになりますが、こちらに不可分一体事業の検討として一つずつ行っております。

1つ簡単に説明いたしますと、最初に、オモン1と2が不可分一体事業かどうかということを検討しまして、該当しないというふうに結果として出ております。

理由につきましてはここに述べているとおりですけれども、オモン1Aについては既に円借款の支援で稼働しておりまして、オモン1Bは今後建設予定です。オモン2は計画ですけれども、オモン3の有無とは関係なく建設される予定になっています。オモン4についても検討結果は該当しないとなっております。オモン5については、先ほど説明しましたとおり計画は白紙となっておりますので、該当しないという結果となっております。

以下、サブステーション500キロボルトについても該当しない、スイッチヤードについても該当しないということになっております。アクセスロードNo.1については、オモン1、2のために建設されているものですので、これも該当しないとされております。アクセスロードNo.2につきましては、オモン3だけでなくオモン4にも共通して共有するように建設されますので、これについても、オモン3のみのためという判断ではないですので、該当しないとなっております。500キロボルトの送電線についても同様で、オモン3のみのためではないという判断がなされております。ガスパイプラインにつきましても、同様に、オモン3のみのためではないので、これも該当しないと判断されております。ガス・ディストリビューション・コンプレックスについても、同じく該当しないという判断です。アドミニストレーション・ビルディングについては該当するというふうになっておりまして、これはオモン3のための管理棟というふうに位置づけられております。用地はオモン発電団地として、オモン3と同時に取得されております。放水路につきましても、該当するというふうに判断されております。パワー・フォー・コンストラクションにつきましても、該当しないので、DFO Unloading Jettyにつきましても該当しないという判断で、ここに一

覧として、不可分一体かどうかという検討としてまとめております。

二宮委員 それはよくわかるのですが、例えばオモン1、2、4、それぞれ、その発電施設そのものはそれぞれ単体であると思いますので、相互に関連しないということなのだろうと思いますが、恐らく複数の発電施設があつて、報告書の中では発電団地という言葉が使われていましたけれども、そこにアクセスするための道路とか、そこで生産した電力を消費地に送る送電線だとかということは、共有しているわけですね。

菅沼 はい。

二宮委員 例えば発電アクセスロードの6番ですね、アクセスロードNo.1というところですけども、オモン3と不可分一体でないオモン1のために建設され既に開通しているということですが、最初の質問は、1、2を建設するときには、このアクセスロードの建設についても、環境社会配慮が行われたのでしょうかということなんです。そうであれば、その部分について報告書が出ているでしょうから、さかのぼっていただいて、こういう形で行われているというふうに、この中にもどこかにスペースを割いて記述していただければいいなと思っています

どこでも行われていないと、それはちょっと困るんじゃないかというのが関心だったんですね。例えば、この6番とか7番の説明のところの書きぶりを読んでいると、それぞれの発電施設は不可分一体でないんだけど、3と不可分一体でない発電施設のためにつくられた道路なので3とは関係ないというような話になると、例えば1、2をつくるときにも同じような理屈で、我々だけが使うわけではないので、3や4もこれから建設されて、共通に使うわけですから、我々のところで環境配慮をする必要のある施設ではありませんという理屈がもし成り立ってしまうと、その関連する施設、これは送電線についてもほかの施設についてもそうですけれども、どこかで環境的な視点や社会的な視点をカバーしておかなければならないのではないのでしょうかということ、どこかに書かないといけないのではないかと。そういうところが少し抜け落ちているような気がしたので、この最初のコメントになったわけです。なので、そのところをぜひ確認をしていただきたいというのが、ここのコメントの趣旨であります。

河野課長 一般的な話をさせていただきますと、ここに書いてある定義というのはIFCの定義を準用していますけれども、世銀でも同じ定義です。

それで、我々としては、ここに書いてあるとおり、双方向に必要な場合を関連施設不可分一体の事業として捉えていると。ですから、これが該当しない場合は、基本的にはそれ

は我々は見なくていいという、そういう理解です。

先生がおっしゃるように、ただ、オモン1については、これはJBICが行った事業ということであれば、そこはその範囲ではもちろん確認できると思いますけれども、2についてはできていないという話でしたですかね。

菅沼 オモン1-2号機は、まだできていないですね。

オモン1というもののの中に1Aと1Bと2号機があるので、今1号機のほうはもう運転を開始しているんですけども、2号機はまだ建設されていないという状況です。

河野課長 それで、1号機についてJBICがファイナンスしたのであれば、それはもちろん確認できると思いますが、ただ、ガイドラインも違う可能性もありますので、レビューする必要があるのかなと思います。いずれにしましても、この事業との関連で言えば、関係ないという位置づけになります。

二宮委員 そう。これを定義をそのまま読むとそういうふうに読めるのですけれども、事実としては、例えばアクセス道路を設置するときに移転が生じていたりする場合に、そこはどこにも引っかかってこないということになると、やはり、そこはどういうふうにかバーしたらいいんでしょうかというようなことの投げかけぐらいのことは、せっかくこのプロセスがあるんですから、どこかにできないものだろうかというのが私自身の考えだったんですね。

同じ理屈、国際的な共通の定義でしょうから、援助する主体がそれぞれ同じロジックで関係ないのだという、しかし、そこには何かがつくられているということがあるので、そこは例えば今後の課題なのかもしれませんし、例えば提案ができるのであれば、どこかで、これは附帯の施設はどこにも付属しないという解釈が成り立つけれども、どこかで一括してきちっと、環境社会面での配慮をしておく必要があるのではないかというふうに、例えばADBと情報を共有するとか、そういうようなことも一歩踏み込んでできないものだろうかという、そういう問題意識です。

河野課長 もちろん、どの施設をつくる場合も必ず最初の主体はいるわけで、そこは環境社会配慮を行っているべきだと思うんですね。ただ、そこが必ずしも国際機関でない場合もあるし、自国でやっている場合もありますし、その場合には、我々のガイドラインと同じようなものをやっているかどうかというのは、必ずしも確保できない可能性もあるということかと思います。

ですから、ただ、我々のガイドラインの範囲の中において何が言えるかということ、今回

挙げられているものについては、なかなかそこを言える立場にはないということです。もちろんその話はできると思いますけれども、それを要求事項として申し入れるのはなかなか難しいと考えます。

ただ、JBICの事業については、それは同じ主体ですから、昔行った環境社会配慮についてはもちろん確認できると思います。

二宮委員 そうですね、それは確認してください。

武貞委員 今回の件に関連して、非常に細かいことで恐縮ですが、ADBのそのデューデリジェンス・アンド・キャップレポート2011の11ページに、同じような関連を検討しましたというのがありますけれども、これで例えばADBはオモン3についてはADBはオモン4の担当ですよね。オモン3については、関連があるというふうに一応書いているんですけども、JICAさんはそこはない、逆にオモン4は関係ないという判断になるんですが、これは同じ基準だけれども、そこは違う判断になるという理解でいいんですか。

中村 我々のほうでは、そういう判断をしました。なぜADBがオモン3が（オモン4の不可分一体事業と）判断されたのかはわかりませんが、多分、用地取得が同時に行われたので、（不可分一体事業）と判断されたのだと思います。

武貞委員 わかりました。

田中委員 今回のことで、ちょっとよろしいですか。この関連事業、不可分一体事業というのは、これに該当しないとしたら、その影響は見ないという意味ですか。

河野課長 はい、おっしゃるとおりです。

田中委員 すると、例えば先行でオモン1のAというのは稼働していますよね。その稼働していることの影響、あるいは、それはこの検討の中に含まれる、そのスコープに入るんじゃないんですか。それは入らないんですか。

河野課長 累積の影響という意味では、それは確認するのだと思います。ただ、オモン1は全部JBICが環境社会配慮を行っていますけれども、仮にほかのところがやったとするならば、我々はオモン1に付属する、例えば住民移転であるとか、そういったものについてはガイドラインの対象外ということです。ただ、そこから出てきます大気とか水とか、そういう影響についてはもちろん、おっしゃるように範囲に入ってくるということですね。

田中委員 ですから、不可分一体事業の定義にもあるんですが、関連、つまり累積的影響とか複合的影響の範囲としては対象にすると、そういうことでよろしいんですよね。

河野課長 そうですね、はい。

田中委員 わかりました。ですから、アクセス道路があれば、アクセス道路を通じて、この事業、オモン3の事業に伴って、そのアクセス道路を利用することはあるわけですね。そうすると、その利用に伴って、どこかが出てくるということもあり得るわけですね。

それから、ちょっとこれは面倒なんだけれども、オモン2とかオモン4と、4のほうが先に稼働するんですか。そうすると、その稼働したときを考えて、オモン3の例えば大気汚染とか水質とか、あるいは温排水の影響とか、どうやって見るかということですね。

中村 シミュレーションです。

田中委員 それは一応、前提にしているわけですか。

中村 ええ、オモン1から4までが運転しているとの前提です。

田中委員 1から4までを稼働しているということですね。

中村 4号機のEIAではオモン1から5までが全部動いた場合というのを考えております。

田中委員 累積的影響を一応加味しているということですね。はい、わかりました。了解です。

早瀬主査 よろしいでしょうか。

そうすると、1番、2番、よろしいですか。

田中委員 はい。

早瀬主査 3番は、これで特にありません。

4番はいかがですか。

田中委員 私からですね。これ何でしたか、再アセスを生じるケースですが、一応、確かにこれは書いてあるとおりで、その担当者が文章を判断するということですが、日本の場合には例えば10%のようなルールがあって、事業規模が10%以上だった場合には一応それに該当するという目安が示されているんですが、ベトナムの場合にはないんですか、そういった基準ですが。

深澤 これは基本的に、日本のEIAはこれをしっかり押さえていますけれども、そう簡単に物事が動かない国もいっぱいあるということで、ベトナムではそういう数値基準はありません。

田中委員 そうすると、このレポートをつくった段階での発電所の形式というか、あるいは型式、それから規模に対して、恐らくもっと先に行けば、最新型のものが出てきて規模が拡大するだろうという、そういう予測を立てていますよね。予測というか、そういう記述があるわけで、そうですか。その再アセスになると、また大変だろうなと思ったもの

ですからね。

深澤 ただ、ベトナムでは、基本的には大気とか水の汚染物質の量は、多分、事業者に資料を出させるようなことになっているので、計画は変更して量が多くなったらというような判断をそこでされているようですね。

中村 それと、あと再アセスのことですが、EIAの承認によって工事は開始できます。

田中委員 なるほど。

中村 はい。再アセスの場合では、例えばガスタービンが大きくなりますというなら、ガスタービンに関する部分は工事できませんけれども、その他の部分は工事しても構わないと。

田中委員 なるほど、日本の場合とはそこも違うんだ。そうですか。

中村 ですので、スケジュール的には全然問題はないと思います。

田中委員 わかりました。

早瀬主査 じゃ、このことはよろしいですか。

武貞委員 それで、仮にその再アセスになった場合には、そこは、この助言委員会との関係というのはどうなるんですか。

河野課長 モニタリングの段階で何らかの報告をするということはあるかもしれませんが、手順としては、今あるものは、このF/Sの数字なので、これをもって我々は審査を行います。次の段階としては、入札の段階でスペックが決まってくるでしょうから、その段階で我々は改めてベトナムから検討依頼をいただいて、問題がないことを確認することになります。再アセスするのかどうかというのは、ベトナム側のルールに従いますね。

武貞委員 もちろん、はい。

河野課長 再アセスについては我々は関知しないんですけれども、我々としてはちゃんと内容は確認させていただきます。助言委員会にご報告するかどうかというのは、モニタリングの段階での話になります。

武貞委員 ただ、再アセスになった場合は、そこはやっぱりチェックするというということだと思います。

田中委員 そこはルールはあまりないんだな。

河野課長 ルールは決まってないですね。

田中委員 ガイドライン上、ルールがないような気がしたね。

河野課長 そうですね。もちろん大きな問題がある場合にはご報告するかと思いますけ

れども、今後整理していくことかなと思います。

田中委員 環境レビューとも違うんだよね。

河野課長 はい。

武貞委員 モニタリングの段階ですね。もう工事が始まっていて。

田中委員 そう、工事が始まっているんだな。

武貞委員 わかりました。そこは、今のところ決まったものはないということなんですかね。

田中委員 今のお話を伺うと、多分敷地とか、あるいは規模とか、そういうのはほぼこれで確定するんですが、その本体そのものの、場合によっては容量も大きくなるとか、発電能力が大きくなる。それに伴って、場合によってはガス量が大きくなるとか、排水量が大きくなる。そういう場合ですよ。

中村 報告書で一応、現在の考えられる最大出力の機種での計算ということはしています。

田中委員 書いてありましたね。

中村 それでは、出力が増えても大したことはないと思います。

田中委員 そういう、たしか記述がありましたね。わかりました。

早瀬主査 5番。平山先生から何か連絡は入っていますか。

河野課長 30分程度、遅れてこられるということです。

早瀬主査 そうですか。じゃ、後にさせていただいて、6番。

二宮委員 6番は、これは、ほかの7、8、9、10、11あたりも、多分、先生方は同じ問題意識だと思いました。ですので、その6番以外のところの回答も含めて拝見するに、きちんとやられるんだろうなということは何となくわかったということですが、この52ページとか54ページとか、その辺の表を拝見していると、ちょっと不安になったと、いいですか、一般ごみと有害ごみとどういうふうに分けるのか、あるいは有害ごみはどのようなプロセスで処理されるのかというのが、なかなか統一した形で読み取れるところがなかったものですから、そういうことに関する疑問点という形でのコメントでありました。

ここの今日送っていただいた付表のところ、これは田中先生の11番に対するご回答のところにもあるみたいですが、プラスチックだとか、それから特別な、いわゆる産廃と言われるような処理を要するようなものというものの分別とか処理のプロセス自体は、

ベトナムにはきちっとしたルールがあるのですよね。そこが、主に1Aのところでは一定のルールに従って処理がされるということができていて、同じプロセスを3でも要求するということですね。

私のほうは、それぐらいでオーケーです。

早瀬主査 私は7番なんですけど、私もちょっと心配になったのは、ここの回答では計画書を提出するということは書かれているんですが、計画どおりに行われたかどうかは確認するシステムがあるのかどうかということが気になっているんですけども。

例えば日本ですと、こういった産業廃棄物を請け負わせて処理するときには、どういう種類の廃棄物で、どう処理すべきということを書いた、たしかマニフェストといいましたか、マニフェストを業者に渡して最後まで確認するというシステムになっているんですけども、そういった確認の仕組みというのがあるのかないのかということをちょっと。

中村 まずマニフェストですが、まだそこまでは確認していません。ただし、彼ら事業者から聞いている話では、事業者自身は廃棄物処理のライセンスを持っていません。

早瀬主査 持ってはいない。

中村 はい、持ってはいませんので、廃棄物の処理は、ライセンスを持っている処理業者がやってもらっているということでもあります。それから先の、そのライセンスを持っている処理業者がどこに注文したかという、日本でいうPRTR法のような法律があるかどうかというのは、まだちょっと確認はしていません。

早瀬主査 日本でも、ライセンスを持った業者に処理させるんですけども、不法投棄が絶えないということ、経済の仕組みの中で経験しているんですけど、そういう意味ではベトナムでも同じことが当然起こり得るわけで、その辺、少し確認できるといいですね。

深澤 なければ、ないになるでしょう。法が整備されていなければ、そこまで求めることはなかなか難しいでしょう。

早瀬主査 ただ、それは事業者と処理業者の間ですることは可能ですよね。

深澤 民衆の契約になるでしょうけどもね。

早瀬主査 ええ。

田中委員 そうというのは、提案するのは。

深澤 ちょっと状況を見てですね。モニタリングの一環として、その辺を確認するということであれば。

早瀬主査 あればね、はい。

武貞委員 過去に、実際オモン1Aの工事で行われたとき、要は、許認可を持った最終処分場というのがどこかにあるというのは、今回の調査なんかでは確認はされていませんですか。この辺にあるのを知っていると、そういうのはないんですか。

中村 そこまでは、わかりません。

武貞委員 それは、あくまでコントラクターやコンサルタントが見たと言っていることで、今回の報告は書いておられているという理解でいいですか。

中村 発電所を出るまでは、事業者とEPCコントラクターが責任を持っております。持って行ってもらうのは確認するということまではやります。

早瀬主査 7、8は、ほとんど一緒ですね、ここはそうすると。

武貞委員 同じです、はい。そのコントラクターなり、その処理会社に任せておいていいのかなという、それだけの話ですけれども。

早瀬主査 そうですね。じゃ、取り扱いはまた最後に相談させていただくので、9、10を飛ばして、11番ですが。

田中委員 この付表であったのは、この資料の一番最後につけていただいているんですよ、別表で。水のほうはかなり具体的な水量だとか、たしか出ていたような気がしたもののだから、廃棄物のほうはあまり量的な記載がなかったものですから、それで確認してお尋ねした次第です。

中村 EIAの段階ですので、量まではまだ明確に考えていないです。恐らくEPCコントラクターが決まって、彼ら（EPCコントラクター）のほうで計算して出てくるんだろうと思っております。

田中委員 はい、結構です。

早瀬主査 じゃ、次、12もよろしいですか。

田中委員 12も。これは、Harmful Wasteということで、焼却処分されるということが書いてあって、これは場内の焼却処分なのか、あるいは場外に持ち出されて専門業者でやるのか、それがちょっとわからなかったものだから。

中村 今の段階は、F/Sでしてまだそういう細かい詳細な計画というのは詰めていません。ですので、焼却処分というのは何で出てきたのかも、ちょっとわかりません。

田中委員 そうなんです。Harmful Wasteを焼却するというのはいかなるものかというものもありましたけれども。

中村 先ほど言いましたように事業者はライセンスを持っていないということなので、

まず、燃やすことはできません。だから、今は全部持っていってもらいますという考えのようですし、恐らくそれが一番正しいことかなと思います。

田中委員 そうですか。じゃ、それは記述はもうちょっと正確に書かなくちゃいけないということかな。

中村 我々のほうも混乱していました。

田中委員 わかりました。一見読むと、場内で焼却処分しているように読めたものだから。今の話だと、少なくとも場内で焼却処分はしないと。外へ持ち出すと。外というか、専門業者に渡すと。そこで焼却するかどうかは、それはもうちょっと先へ行ってみないとわかりません、そういう話ですよ。

中村 はい、そういうことです。

田中委員 わかりました。これは、表現というか、そこは正確にしなくちゃいけませんね。

中村 ドラフトファイナルレポートを書いている時点では、我々も混乱しておりました。

田中委員 わかりました。結構です。

早瀬主査 そしたら、次、13番は私なんですけど、これは窒素酸化物の、これは人の健康の保護に関する項目の環境基準を超えるということだから、私はちょっと気になっているんですけども、シミュレーションの結果でわかることというのは、1つのあるシナリオのもとでの傾向だというふうにわかっていると思うんですけども、そこで出た数字を、最大着地濃度のコンタが書かれているんですけど、このコンタというのは離散値を結んだものですよね、結局は。離散値をメッシュごとに測る。例えばメッシュの間隔を倍にすると、最大着地濃度は必ず下がりますよね。

だから、ここで出た値というのは、たまたまのシナリオの中でこの値が提示されているということで、環境基準を超える可能性があるということは、もう少し慎重に考えたほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですけど。

中村 それはシミュレーションの結果です。このシミュレーションは、各毎正時の気象条件を当てはめて計算するやり方ですが、例えば1月1日の例で言えば気象状況は……

早瀬主査 そんな気象状況なんて、本当にベトナムであるんですか。ベトナムにそういうデータが。

中村 2006年のデータを使ったということです。2006年のデータで、その8,600程度ですか、その8,600回の計算をして、その中の結果がということです。

早瀬主査 それは何、この発電所で測っておられるの。

深澤 これは、多分このエリアをつくる時に、1年間1時間ごとの気象条件を、これは日本でやっている方式と全く一緒に、現地調査をやって、この計算をして、だから1年間の1時間の全部のデータから、この2時間だけこういう状態になることがあったということを行っている。だから、それなりの現地調査はしたということで。推定でやったわけではないということなんです。

早瀬主査 それであっても、それはその1年間の気象条件であって、気象の状況というのは毎年度変わりますよね。その1年間というのがどういうふうに評価されるべきなのかということも当然、考慮されるべきで。

中村 この結果を見ますと、濃くなった部分というのは発電所のそばなので、ほとんど無風状態のときに、排出された物質がそのままふあっと上がって、その後あまり拡散しないでそのまま降下したと思います。そういう気象条件のときは、確かに濃度が高くなるということです。

早瀬主査 私もその、大幅に超えているわけではないというようなこともあるし、それで、このあたりに人が住むというような可能性も非常に低いということで、それほど強硬に主張するつもりはないんですけども、シミュレーションの結果ということはどういうふうに理解するのかということはとても重要で、これがすべてで、これ以上の値が出てくるのか来ないのかということになったら、とても議論が深まるだろうと思うんですよ、それは。

中村 発電所が4機動きますと、それなりに大気環境は悪化します。それは発電所だけじゃなくて、あとは車の……

早瀬主査 制限もあり得るわけですね。

中村 全体的に上がるだろうというのは想定されます。ですので、我々のほうとしては、モニタリングをしっかりやってくださいというようなのを提案はさせていただきます。

深澤 先生のおっしゃった、気象条件は1年で翌年になったら変わるじゃないかと。日本だと、必ずそういう測定局のデータが整備されていますから、異常年検査ができるわけです。ベトナムではそこまで、今回の調査で使ったデータと同じ精度のほかの都市のデータがあるかということ、そこまではなかなか難しいので、やはりそこは、モニタリングでまず確認するというところが、今の私どもができる一番のところではないかと思うんですが。

早瀬主査 その後の住民との協議のところでも、関連した質問が出ていますね。最善の

対策をとるので、煙突は高くしないというような議論がされているんですが、そこで言う最善の対策というのは何なんですか。

中村 恐らく、ローNOxバーナーを使うということです。

早瀬主査 今そのシミュレーションで前提としている排出量というのは、低NOxバーナーが前提となっているわけですか。

中村 はい、そうです。

早瀬主査 わかりました。

中村 あと、ここでは、1時間値しか出していませんが、年平均値のコンタ図も報告書には入っています。その結果では、大気環境基準値の半分以下になっています。

早瀬主査 その会社の低NOxバーナーは、ちょっと私が見落したんですが、低NOxバーナーとどこかに書いてありますか。

深澤 最初のほうに書いてありますよ。

中村 低NOxじゃないバーナーのほうが、最近は珍しいので、対策で特に書きませんでした。

早瀬主査 最新型のバーナー。

中村 はい。

早瀬主査 書いてない。

中村 ええ、そうですね。

深澤 調べれば、出てくると思います。

田中委員 燃料種が今回はガスが多いと思いますが、それが変わっても、あまり発生量は変わらないですか。

深澤 多分、NOxについてはそんなに大きく変わらないと思います。燃料成分の話じゃないので。

田中委員 そうですか。ガスのほうが燃焼温度が高いとかいう傾向はあるんですか。

深澤 燃焼度が高いと高くなるという一般論はありますけれども、その辺はメーカーさんで燃焼方式をいろいろ考えてどんどん新しい機種をつくりますので、そこまでは我々も何とも言えない。

田中委員 私のほうの質問も、追加でお尋ねですが、つまりオモン1と連動して、こういうことは現実的に対応可能なんですか。

中村 すみません、この報告書のほうでは、私のほうの書き過ぎがありまして、実際は

そういう対策を決めるのはDONREです。カントー市の環境局です。

田中委員 カントー市ね。

中村 はい。それに対して我々のほうとして、こういう場合があった場合はこうしたらどうだいというような提案のつもりだったのですが、ちょっと書き過ぎました。

田中委員 日本でも、かつてそういう対応があって、大気環境濃度が高くなったりすると、あるところで施設稼働を止めなさいなんていう対応は、そういうやり方がなかったでしたか、大気汚染の緊急時の措置や何か。

深澤 今もあります。

田中委員 今でもありましたか。ありますけど、水なんかもそうですよね。水が極端に濁水した場合には、水の取水をやめるとか、そういうのがありますが。そのことがちゃんと仕組みとしてあるのかどうか、それから、その点の連携がとれているのか。発電所のオモン1から連続してあるわけですが、一体の運営管理であればね、対応は可能だと思いますが。

中村 どうも管理は一体ではないようです。

田中委員 でしょう。だから、一体の運営管理になれば、そういうことが発電事業者の責任として、じゃ、出力調整をしましょうと、これをダウンして、こちらを少しとか、そういうことをやるんでしょうけれどもね。わかりました。

中村 親会社としてEVNがありますので、常識的に考えれば、効率が悪い発電所の運転を下げるようなことになるのではないのでしょうか。

田中委員 そののところでは、じゃ、提案というか、提言というんですか、この後にだしましょう。

中村 提案です。

田中委員 了解しました。

早瀬主査 平山先生、今初めて。先生のところを飛ばして、今やっていたんですけれども。

平山委員 今の件ですが、NOxについてですけれども、これは脱硝装置などというのは、もうもともと考えておられないのですか。

中村 難しいですね。

平山委員 ええ、難しいのはわかります。

中村 事業者の説得する方法が難しいと思います。事業者にしてみれば、国の排出基準

は守っている。さらに、IFC/EHSガイドラインも守っている。それなのにさらに脱硝装置をつけるというのは、説得するのは難しいと思います。例えばJICAがもっと低い基準を持っているので、これをクリアしないとだめだよと言えればいいんですけども。

平山委員 ここで、環境基準をちょっとオーバーするという話があってもですか。

中村 あくまでも、これはシミュレーションですので。

深澤 シミュレーションで年間の2時間です。日本でも実は、基準をオーバーしているかどうかの判断で、例えば年間365日のデータがあったとして、そのうち上の7日間の高い部分は、その基準判定から除外しています。そういうことをやるのが大体普通なので、ここで8,760時間の2時間だけ超えているから脱硝装置をつけるというのは、これはちょっと難しい判断です。

平山委員 そうですか。いずれにしても、基本的にはその脱硝装置のことは考えていないという、今はそれを前提にした議論であるということですね。

深澤 はい、そうです。

早瀬主査 じゃ、平山先生は、5番からですかね。5番は特によろしいでしょうか。

平山委員 5番のゼロオプションのお話なのですけれども、すみません、資料が手元がないので正確な文章が再現できないのですけれども、例えばその発電所をつくる、つくらないということがゼロオプションだと、そして、発電所をつくらないという選択肢は現在の状況から言ってあり得ないという、そういうご説明だったように思うのですけれども、そのところも、環境関係の指標で言うとうどういうことになるのかという意味でのゼロオプションを具体的に入れておいていただきたいのですが。それが入っている必要があるのではないかということです。環境配慮であればそういうものが必要ではないのですかということです。経済配慮というか経済成長を前提とした議論であれば、この資料にありましたように、今の電力状況だとゼロオプションなんて考えられないという説明もわかるのですけれども、その説明がないと環境配慮に関する説明としては不十分なのではないかという、そういう議論です。

それから、場所の選定についても、いろいろやりましたけれども、結局ここから出発するよりないのですという、そういう説明だったと思うのですけれども、それにしても、環境面から考えるとどうである、こうであるということを、もう少し具体的に書いておいていただきたいというのが5番の趣旨です。まだ、それに対する回答のところを読んでおりませんのであれですけれども。

中村 我々の調査は、あくまでも相手国の実施機関がつくった考え方をレビューすることです。我々としては、先ほど言いましたモニタリングだとか、これからやるものについては、提案なり助言はできますが、過去にさかのぼって、何でゼロオプションがないのかとか、場所の選定は何でなのかと質問しても、彼ら自身が考えていなければ、我々の考えを提示しても、それはおかしい話にならないでしょうか。

平山委員 先の話になるとは思わないのですが、環境配慮をするということはそういうことではないのかと思います。それで、ゼロオプションというものがマニュアルでも随分議論になったと思うのですが。その基本に立ち返っていただきたいということです。それが5番でありましたけれども。

深澤 例えば、先生のおっしゃったのは、同じ電源が要るけれども、今回のガスタイプではなくて違うものでやったらどうかとか、そういう意味のことですか、それとも、全くなしのということですか。

平山委員 そこまでのことを含めて、どういう議論が可能だったのかということです。

田中委員 今回のご回答を見ると、いわばその方式ですか、石炭火力とコンバインドと、この比較をして、こちらのほうが有利だと、いろんな面で有利と。建設期間ですか、これは建設期間も、その汚染物質の発生量も。多分、こういうのは効率もいいんでしょうね。多分、こういう比較も、この代替案の検討のときにあり得るべしということじゃないかなと思うんですね。そこを比較して。何か載っていましたね、次のページに若干の比較が。5 - 49ページあたりにね。

深澤 あって当然のものだからということですか。

田中委員 そうですね。

中村 あくまでもF/Sレポートに記載していること、なぜこういう方式を選んだのかというのをそのまま引用しています。

深澤 これは、やられていいことだと。

中村 こういうふうな検討は、彼らはしています。

田中委員 だから、これを踏まえているということになるのかな。代替案の検討して、この案を採用したというロジックがより鮮明に出ていれば、一応その複数の場所の選定かな。場所の選定と手法の選定、技術の検討、燃料種の検討、こういう組み合わせをした結果、これが最良案として設定されましたという理屈がより鮮明に、明確になるんじゃないでしょうか。私も、そこはもうちょっと書いてもいいのかなと思いましたけれども。

深澤 ここまでは書けるのかな。

田中委員 恐らくこれは、先方もそれなりに検討しているんですよね、これね。

深澤 ええ。

平山委員 私が一番心配しましたのは、ここに書いてあるような説明であると、この件については、環境配慮はほとんどしておりませんというレポートになってしまうということなのですが、この理屈だと、ここに書いてある理屈だと。そこがどうにかならないものでしょうかということに危惧したということです。

それが5番でして、それから、9番でよろしいでしょうか。有害廃棄物と、供用時における排水処理対策云々という、この件につきましては、実は重金属類の話が、廃棄物の話は出てきているのですけれども、そして廃棄物の処理というのは別の所でやるということになっているので、ここの対象からは外しておりますという、基本的にはそういうスタンスで書かれていると思ったのですが。

ですけれども、私としてはどうしても確認しておきたかったのは、その廃棄物の中に蛍光灯などたしか書かれていたと思うのですが、重金属類の有害廃棄物、つまり処理の難しい、それから、なかなか分解されない、そして人体への影響も著しい、そういった有害重金属が発生するのかもしれないのかということと、それと、相手方に投げておられる廃棄物処理施設との関係というのは、十分安心してよろしいのでしょうかという、それがこの9番の質問の趣旨です。

深澤 まず、ベトナムの法規制で言うと、有害廃棄物については法令で決まっております、有害重金属とか難分解性のものとか、そういうのもきちんと対象になっています。そういうものについては、指定された業者が指定された処分場、それも有害廃棄物処分場に捨てるという法スキームになっていますので、その点はまず安心されて大丈夫かなと思います。

問題は発電所からどのくらいそういう有害廃棄物が出るかというお話だと思うんですけれども、一般的に蛍光灯は多分、有害廃棄物に分類されるでしょうから、それは多分、発電所内に一時的に保管する。あとは、水処理設備ができますので、そこで沈殿処理やなんかして汚泥が出ますので、それはある程度、重金属は多少あるでしょうから、それは有害廃棄物になると思います。

それ以外として、ガス火力ですから石炭灰とかが出るわけではありませぬので、基本的にはいわゆる焼却灰というのも重油やなんかと違ってほとんどないので、有害廃棄物、そ

れ以外について余り想定できないんですよ。先ほど言った蛍光灯のような、一時的に何か壊れて、それを処分しなきゃいけないようなものぐらい。あとは油ですね。廃油については一応、今回、焼却処分するんですか。

中村 しません。

深澤 全部、専門の処理業者に行きますので。あとは、すみません、私も思いつかないですね。出ても、本当に一時的で微量なものが出てくるのかなと思っておりますけれども。

平山委員 たしか2つぐらい何か書いてあったような気がしたのですけれども、要するに、重金属類の種類、発生原因というのを教えてくださいという意味は、そののところ、もう蛍光灯ぐらいのものです、他はほとんど考えられません、とこういうことでよろしいということでしょうか。

深澤 はい。

平山委員 わかりました。

では、10番のほうですけれども、供用時における排水処理施設、廃棄物処理施設の場所、能力、運営主体、モニタリング頻度等について教えてくださいというのも、これも先ほどちょっと触れましたけれども、別の主体が行うのだということですか。

中村 排水処理については事業者がやります。

平山委員 発電所の中でやるということですか。

中村 はい、発電所の中で排水処理はやります。廃棄物については、毎年業者と契約を交わしまして、毎年その業者が処理する。ですので、廃棄物処理場の予定は現在わかりません。

平山委員 基本的には、有機物が主体であるということですか。

中村 一般廃棄物です。

平山委員 有機物が主体であると、この場合は。

中村 はい。

平山委員 そう考えていてよろしいということですか。

中村 廃棄物の種類ごとに、業者が変わる、分かれるみたいですが。

平山委員 そこでは基本的に廃棄物処理のシステムの遵守状況というのは、きちんとしていると考えてよろしいのですか。

立松課長 これは、ライセンスを付与されている業者を入札資格を持った業者というふうに位置づけて入札を行いますので、そこはしっかりした体制の業者が。

平山委員 例えば日本のようなところであればとか、それから、場所によっては業者との契約関係で、日本で言えば公法的な公権力的な規制を私法的な手法で行うという、そういうことも随分、途上国でのJICAのプロジェクトで出てきたりしておりますので、そこらは本当に大丈夫なのかというのが相変わらず気になるということなのですが、先ほど議論があったということなので。

早瀬主査 7番、8番も、同じような関心で議論がありまして、日本だと、委託したりするときにマニフェストの制度があったりして、排出者のほうが最後まで責任をとるというか、確認をするというシステムがあるんですけども、その辺についてちょっと意見交換しました。

平山委員 そうですか。それが、能力、運営主体、モニタリング頻度等という言葉の意味でありました。

早瀬主査 ありがとうございます。

田中委員 今の件、モニタリングは年2回と書いてありますが、何か本文のほうでは、たしか報告頻度が年2回じゃなかったかと思いますが、水質モニタリングも年2回なんでしょう。水質モニタリングが年2回では、いかにも少ないような気がするな。多分、報告頻度が年2回と、たしかどこかに書いてあったような気がしたので。

深澤 ここだと多分、DONREになるのかな。

田中委員 うん、DONRE。

深澤 DONREに年に2回報告は、多分義務じゃないですか。

田中委員 そうですよ。だから、恐らく年2回はあると思うんだけど、しなきゃいけない。モニタリングというのは、もうちょっときめ細かくやるんじゃないかと思うんだ。水質モニタリングは。

深澤 排水処理をやるので、多分、もうちょっとやると思います。ここはちょっと確認したほうがいいですね。

田中委員 年2回というのは、あれじゃないですかね。日本のシステムではこれは常時監視なんでしょうけれども、週に1回とか、月に1回とか。

深澤 常時監視は、基本的にはまだまだです。

田中委員 そうでしょうから。月に1回とか、もうちょっと頻度が多くてもいいような気がするね、モニタリングはね。

早瀬主査 じゃ、進めさせてもらいますが、次は15番、武貞先生のところでよろしいで

すか。

武貞委員 これもさっきの平山先生の10番のところと重なると思いますが、この最終処理施設、もしくは総合排水処理施設になるんですか。そうですね、18番の田中先生の質問で総合排水処理施設、これが、だから今の段階ではまだどういう形になるかわからないということで書いてあったので、このまま先に進むのは普通なんですかという、そういう趣旨の質問ですが。

中村 決して、排水処理をしないというわけではないんです。

武貞委員 もちろん、それはそうなんですけれども。

中村 排水処理場の位置とかは、まだ明確には決まっていないということです。

武貞委員 ちなみに、オモン1とかは持っていないということですか。

中村 オモン1は持っていて、稼働しています。

それで、今わからないのは、オモン3と4を一緒にするか、それともオモン3と4は独立にするかということと、それによって場所も決まってくるし、排水口の位置も変わってきます。

武貞委員 それを実際つくるときは、その排水処理施設だけの入札とかはやるんですか。

中村 EPCコンストラクターが決めてくると思います。恐らく、その別のパッケージで出してくれますけれども。今の段階では、EPCコンストラクターからの提案をまっけて、実施機関はまだ明確には決めていません。

武貞委員 この4 - 50ページの最後の2のところ、法律の適用範囲についても詳細に調査する必要があるという、この部分は、これは詳細設計のときに確認できるという理解で良いでしょうか。

ベトナムの法律では、「発生した排水は自身の内部で処理し、他に排出してはならない」、と、規定されているとの情報もあるので、この法律の適用範囲についても詳細調査する必要がある、4 - 50の一番最後のところにあるんですが。

深澤 これは、別々につくるか、共用でできるか、法的な担保がとれるかどうかを確認するということです。その発生した排水は自分のところでしか排水処理しちゃいけないということであれば、もう別につくるしかないということです。

武貞委員 それは、だから、例えばオモン3と4でも別々のものとして扱うかどうかということですか。

深澤 そういうところは、今後詰めなきゃいけないねという話だと思います。

武貞委員 なるほど、そういうことですか。これは、じゃ、すみません、繰り返しのなりますが、詳細設計の段階で確定しているという理解でいいですか。

立松課長 はい、そうです。

武貞委員 わかりました。

早瀬主査 16番も武貞先生ですか。

武貞委員 16番も、私ですね。河川生態系のモニタリング方法が目視とインタビューとなっているが大丈夫かということですが、いただいた回答の細かいところですが、「データによりましては」というこの、例えばどんなデータだと。インタビュー以外で、データによりましてはと。

中村 まず、漁獲率ですけれども、漁獲努力量当たりの漁獲率、CPUEといいますが、例えば定置網でしたら何日間か置いておいたときに、昔は10匹とれたのが、最近は5匹ぐらいにしかならない。それは資源の実態を反映してます。

それと、魚体の大きさを測りますと、資源状態が悪いと小型の個体が多くなる。このようなデータをとれば、資源状態も大体把握できます。

武貞委員 わかりました。

田中委員 前に戻りますが、総合排水処理施設は、まだオモン3か、オモン4か、つくのはまだ決まっていらないですか。

立松課長 3で設置のものを4とシェアするかどうかというのは、まだ決まっていません。これはEPCのコントラクターがその提案をしてくるということになってございます。

田中委員 その場所も、どちら側につくるかというか。

立松課長 排水の出す場所も、決まっておりません。

田中委員 そうですか。一次処理で、活性汚泥までやるとかという話が、書いてありましたね。

中村 それは、生活排水です。

田中委員 なるほどね。はい、わかりました。

早瀬主査 18番は、今のでよろしいんですね。

平山先生は、17番ですかね。

平山委員 17番の温排水ですけれども、これは中を読ませていただきましたら記述は確かにあるのですが、ですけれども、ここの5 - 46ページの、これはたしか表だったと思うのですが、そこには書き込まれていないので、さっと読むと、普通、出力が上げられ

ば水量も、それから水温も上がると常識的には考えると思うのですが、その点の検討がなされていないような感じを受けましたので、その記述をきちんとしていただきたいということです。

中村 温排水の温度は、出力があがっても、同じ6 です。

平山委員 それは変わらないということ。

中村 変わらないです。

深澤 量が増えるだけです。

平山委員 量が増えるだけで、それは、ここに書いてあるとおりなのですか。

深澤 はい。基本的に、出力が変わるだけで、温度は変わりません。

平山委員 そういうことですか。はい。

それから、温排水については、これは質問には書いておかなかったのですが、シミュレーションのところで、表面温度だけでシミュレーションをするという書き方がどこかにあったと思うのですが、それは普通のやり方なのでしょうか。

中村 オモン3のEIAは、2次元のシミュレーションです。

平山委員 2次元というのは、深さもある。

中村 深さはないです。

平山委員 表面だけ。

中村 表面だけです。オモン4のほうは3次元です。

平山委員 3次元でやってあるのですか。

中村 やっています。だから、若干、オモン3と4は違っています。2次元で計算すると温排水の拡散範囲は広がります。というのは、下方向の拡散は考えていないからです。

平山委員 ですが、周囲に温度が伝わるその係数というのは、空気より水のほうが高いはずで、水を計算したほうが有利になるんじゃないかという気がするのですが、でも。

中村 3次元で計算すると、全体的には拡散範囲は狭くなります。

深澤 これは、放水方式にもよるんでしょうけれども、表層に出すだけであれば、そんなに深い方向まで、その影響のほうをそんなに考えなくてもいいでしょうけれども、例えば下のほうから出すときは、やっぱり3次元の方向もきちんと考えてやらなきゃいけないでしょうと、そういういろんな考え方がありますので。

中村 あとは周囲の状況です。例えばサンゴ礁が周りにあるとか、生態的に重要な場が

底にある場合は、3次元で計算しないといけないと思うのですが、今回のハウ川の場合にはそういう状況はないのです。

平山委員 じゃ、表面温度だけでシミュレーションをするということについては特に問題があるわけではないのですね。そう考えていていいのですね。

中村 はい。

平山委員 それから、17番か。これでいいんですね。はい、すみませんでした。

早瀬主査 次、田中先生ですか。

田中委員 18番は了解です。19番の、この油水分離の話も了解でした。

それから、20番のところ、この消防施設という話があって、一体これは何を意味しているという。

中村 すみません、確かに文章が足りませんで、このオモン1Aも紹介していますが、消防のための消防施設がありまして、その消防用水はハウ川からとっています。オモン1Aがないときは、ハウ川の川岸まで行くために、道をつくらないといけないし、まだ護岸もできていませんので、河川水を取水しに行くのがむずかしいので、地下水を取水していました。今はオモン1Aがあり、消防施設もありますので、河川水は幾らでも十分に取水できるので、地下水は飲料水ぐらいしか使わないということで済んでいます。

田中委員 そうすると、2つほど今のご説明を聞いていて疑問なんですが、1つは、消防施設というのは多分、防火用水のような話ですよ。

中村 はい。

平山委員 水槽かプールに何か入れているのだろうと思うのですが、そういうことではないのですか。

中村 いや、水槽というより、パイプラインです。この写真の赤いパイプが水のパイプです。

田中委員 つまり、消防というのは防火とか、火災時の非常時対応の。

中村 発電所全体に、こういう赤いパイプがずっと引かれていまして、どこでもすぐに消火できるようになっています。

田中委員 そういう水をどんどんこっちに使ってしまうと、本来の消防機能が低下するんじゃないかという、懸念が1つあった。

それから、もう一つは、ハウ川からの取水で、消防であれば、いわゆる火災防止ということですからそれはいいと思うんですが、何らかの工程排水に使うのであれば、一定の水

質確保といいますが、水質の改善が必要じゃないか。わかりやすく言えば浄化といいますが、そういうのはどうなるんでしょうかという、その点はいかがですか。

深澤 工事期間だけの話じゃないですか。

中村 今のは工事期間の話です。供用時では、浄水します。メイクアップウォーターなどでは、必要な淡水は蒸留などで作ります。

田中委員 わかりました。確認ですが、もう一つ、4-49に、この給水供水システムというのがありまして、ここに「F/Sレポートには」ということで、一番下のところですが、前処理、浄水沈殿とか、ろ過、それから純水装置をつくるようなことも書いてあって、純水装置は、結構これは浸透膜を通すから結構大変なことだろうなと。

深澤 まあそう。いろいろ今、考えていて。

田中委員 そうですか。コストもかかるんじゃないかと思いますが、今回のオモン1からの消防施設から回ってくる水というのは、こういう処理を行うんでしょうか。

中村 いや、しないです。

田中委員 これは行わないんだね。

中村 フィルターでごみぐらいは取ると思います。飲み水にするのではないので、それほど水質にはこだわりません。

田中委員 主に冷却用ですか。だから、この水を使うようになったので、地下水を使わなくて済んだという話があるわけでしょう。地下水の水質と同じ、つまり見合いで、こっちをとるようにしたから地下水はやめましたという話があったから、ちょっと想像したのでは、地下水を使うというのは多分、生活用水みたいなことで使っているのだから、そうすると、こちらから消防経路で河川水からとってくるのは、きちんとこれはろ過して、あるいは処理して飲料化するのかなというふうに思ったのね。

中村 火を消すだけですので、蒸留する必要はありません。

田中委員 いや、だから、その消防施設を経由してオモン3に持ってくる、その水は何の用途で使うんですか。

中村 工事用の水です。

深澤 散水です。

田中委員 あっ、散水の。

深澤 だから、消防と別に変わらなくても問題ないと思います。

田中委員 わかりました。

中村 工事中の生活用水は地下水です。

田中委員 地下水、わかりました。

早瀬主査 ありがとうございます。

21も、よろしいんですかね。

田中委員 これは、今の後段の説明で了解しました。

早瀬主査 じゃ、22、お願いします。

武貞委員 5 - 90ページの表にあったEIA以外での環境関連の許認可ということで、そもそも最終報告書に許認可が取得済みかというのをチェックしたところ、現状こうであるということで書いてあったと思うんですが、これは、ここの説明はわかりました。JICAのスケジュールとは関連されないというのはわかりましたが、今後、もちろんこういった許認可がないと運用ができなくなるんでしょうから、とられるんでしょうけれども、モニタリング項目の中に、こういう許認可をとっていったというのは、確認していくということで含まれるという理解でよろしいんでしょうか。

中村 モニタリングの中に入れていきます。

武貞委員 入れていくということで、はい、わかりました。

すみません、それはちょっと、多分私が見落としているということなので、そこだけ確認すればわかります。

早瀬主査 23番、お願いします。

平山委員 23番、地球温暖化の関係で、ガス発電ということなので、これは基本的に有利なほうですね。石炭なり石油からガスに変えるということは、CO₂の排出、単位熱量当たりの排出量を下げるということで、かなり大きな対策として議論された記憶があるのですけれども、それをもう少し前面に出して、このプロジェクトのいいところだということをもう少し前面に出されたらどうかという、そういう意見なのですが。

そして、それがいいのかなと思って資料を見ると、ここにちょっと書いておきましたけれども、オモン4のEIAの中にはCDMの話が載っていますよね。そして、オモン3のほうにはこの関連のことが載っていないんですね。せっかくだから、そういうガス発電、天然ガスを使う発電方式をとって地球温暖化にも貢献できるというか、するんだという、何かそこの位置づけというのをもきちんと入れておかれたらいいように思います。

立松課長 6 - 4に、レポートの表6.2.3というところに、発電種別ごとのCO₂原単位というものは掲げておまして、これの中で、LNGコンバインドサイクルは発電燃料の燃焼

が0.408kg/kwhということを示してはいるんです。

平山委員 それを48の表のところにも入れておかれたらという感じがちょっと、いろんなところで宣伝されたらどうかなというふうにちょっと思ったということなのですが、そこらのところをもったいないと思ったのです。

立松課長 はい。

早瀬主査 じゃ、続いて24をお願いします。24、25ですね。

田中委員 24は、いいですね。これは、サービス油というのは何かなと思ったんですが、わかりました。廃油ですね。処理可能。

それから、「焼却灰」という表現があって、この焼却灰はどちらから出るものですかというのが質問だったんですね。

立松課長 今回、焼却灰は発生しません。ガスコンバインドサイクルということなので。

田中委員 天然ガスなのでね。だから、これは焼却炉から出てくるものですね。

中村 焼却炉のほうは出ます。

田中委員 そうですよ。先ほどのご説明だと、むしろ場内にはつくらないということが前提になっているので、そもそも、ある意味、記述は必要ないということですね。

立松課長 おっしゃるとおりです。

田中委員 わかりました。

早瀬主査 では、25をお願いします。

田中委員 今の25もそのことで、焼却灰のことで結構です。

早瀬主査 はい。26項をお願いします。

二宮委員 26は社会配慮のところなんですけれども、幾つかありまして、まず、ご回答のところ、これは工事中のことについてご回答をいただいたんですが、1つ、ご回答の文言は、恐らく報告書の中にもあった文言だと思うんですが、伝染病とか麻薬というのが労働者によって持ち込まれるという現状があるんですか。

中村 外部から工事作業員が入って来たりします。

先ほども言いましたが、運転時は、発電所の従業員の9割が現地の人です。残りの1割の人も、発電所の周辺には住まないで、ちょっと離れた、カントー市の市内から来られます。その意味では、運転時には伝染病などの心配はありません。ここに書いてあるのは、工事期間での話です。

二宮委員 主な問題は、工事のときに生じる可能性がある。運転時は、それほど大きな

問題は生じないだろうということですね。

立松課長 はい。

二宮委員 わかりました。というのは、私は工事のときよりも運転の後のほうが、オペレーションのプロセスのほうが長いので、その間に労働者の管理上の想定される社会的摩擦というのがもしあるのであるとするならば、それは非常に影響が長く続くだろうということで、それに対する良好な関係を築く方策という記述がありましたので、それにはどういふものがあるのだろうということが関心だったわけですが、そうすると、よその全く違う地域の人が、その発電所が立地しているエリアに新しく住んで、コミュニティができて、前から住んでいる人たちとの間に何か摩擦のようなものが起きることは、余り考えられないということですね。

立松課長 はい。

二宮委員 わかりました。では、結構です。

早瀬主査 27から。

武貞委員 27番は、移転者のうち現金をもらって、ほかのところに行ってしまうと追跡が困難になってしまった人たちをどう考えるかという話です。いただいた答えは、すみません、これはもう、ある意味、結論が今のところではない話であり、どちらかというところと多分JICAさんのスタンスを確認するというところだと思っておりますが、今後、例えば現金をもらってよそに行って、自由に移転していいですよというオプションが提示されることも多いと思っております。特に都市部のプロジェクトだと多いと思っておりますけれども、それをやはり何とかして追跡していく仕組みをつくらないと、逆に言うと、そうやってどこかへ行ってもらってしまったほうが、後々フォローしなくて楽になるという結果につながりかねないところなのかなという気がしています。

今回はもう、実際行ってしまった後なので、追跡がより不可能、困難だという結論も致し方ないのかなという気がしますが、ここは少し、将来的にはこのプロジェクトのためというよりは、ほかの都市部での鉄道案件とか道路案件とかで非常によくあるケースだと思うので、何らかの対策を考えていかないといけないんじゃないかなと思っています。

ちょっとそれを今回の助言のような形で残すのかどうかは別にして、そういうところが気になっていますので、少なくとも今後もこの点は気をつけていただきたいなということだけ申し上げておきたいと思っています。

河野課長 おっしゃることはよくわかっていまして、今後の課題だとは思っています。

ただ、どこまで我々ができるかということがあって、ほかの国際機関とも話はしているんですけども、実態としてできているのは、やはり合理的な範囲で行うということなんです。それは世銀もIFCもADBも同じかと思います。

ですから、我々としてもできることもありますけれども、例えば移転地があって、移転地にいる被影響住民についてはもちろん確認はできると思いますが、これが現金の補償で、被影響住民がどこかへ行ってしまった場合には、現実問題として、かなり厳しいですね。ですから、それは可能な限りということかと思っています。具体的な例を積み上げながら、どこまでできるかというのは、我々も考えながらやっていくつもりです。

武貞委員 28番も29番も私ですが、28番は、いただいたコメントで了解しました。

それから29番も、これはもう今の段階で下がっているとわかっている人たちがいるので、やはり原因を把握していただくべきではないかという気がしますので、いただいた回答で了解です。

それから、30番は機械的な話ですので、いただいた回答でももちろん結構です。

早瀬主査 ありがとうございます。

31番。

二宮委員 31番は、5 - 91ページの表のところにある、EIA作成前の住民説明というところについて、付表で一対一対応の情報を追加していただきましたので、これはありがとうございました。こういう形で載せていただいたほうがいいかなと思います。

関連しての質問なんですけれども、EIA作成した後というのは、このような、EIAの結果が出た後のより具体的な議論というのはなかったのだろうかというようなことについては、いかがでしょうか。

中村 5 - 86ページに、ドラフトEIA作成後の住民説明というところで、住民委員会と祖国戦線委員会の回答を取りまとめた記載がありまして、a、b、c、dというようなことが書いてあり、5 - 86のaでは、「住民の精神的な生活、安全および社会秩序を守るために労働力を有効に管理すること。」、bでは「実施機関は、工事期間および稼働期間を通じて、環境保全、騒音および振動に対するすべての対策を適切に実行すること。かつ、排水設備を整備し、住民の生産及び日常生活に支障がないようにすること。」と、あと、「実施機関は、可能な限り雇用機会を創出し、地元の労働力を活用すること。」、「実施機関は、プロジェクト実施中に環境汚染が発生した場合は、ベトナム社会主義共和国の法律に従って責任を持って解決すること。」という4つ要望があげられています。

回答につきましては、1番目は労働力に関することかと思えます。環境保全とか、廃棄物処理については、すべての対策を完全に行うことを確約します。

技術的な手法、例えばEIA報告書で予測された自然環境や社会環境への負の影響を、予防もしくは最小化させます。それから、環境保護法で規定されている全ての条項を遵守することを確約いたします。環境に関するすべての基準を遵守することを確約いたしますということになっています。

最後に、プロジェクトの実施中に地域住民の健康へ影響を与える環境汚染が発生した場合には、ベトナム社会主義共和国の法律により、全ての責任を負うことを確約しますという宣言も記載されています。

また、住民へのインタビューも行っていますが、特に議事録はありませんでしたが、聞いた限りでは、環境関連などの質問はなく、専ら補償はどうなっているとか、就職はどうするんだというような質問があったということでもあります。

二宮委員 その86ページのところは多分、91ページの表と同じ文言だと思うんですけども、この幾つかのことについて、行政サイドが確約をするということになった、その前提として何か質問事項だとか、住民サイドから、そういうものがあつたのかなというふうに思ったものですから。

中村 EIAの要約版も一緒に提出しており、環境影響の評価や結果を伝えています。

二宮委員 それは具体的に、例えば同じ表の中に、環境影響に対する関心が強いというふうに、このステイクホルダー協議の参加者の中からそういう声が上がって、特定の環境技術に対する問題点が挙がっているという記述がありますので、ちょっと古いので、もう何年も前の話なので、もしかしたら情報が文章としてのものがないのかもしれないですけども、こういう問題点、こういう懸念が上がったけれども、こういう形で回答したというような情報があるのであれば、それをきちっと明記されたほうがいいのではないかと、そういう意味でございます。

中村 そのインタビューの話ですか。

二宮委員 これは、ここの表は、2007年にステイクホルダー協議が各地区ごとに行われていて、そこでいろんな質問、懸念があつたという記述があるので、これは5 - 91ページの表です。このEIA前の住民説明のところで、今日出していただいたものは、どちらかというと環境というよりも移転先だとか補償費だとか、そういう関心になっているので、環境影響に対する関心が高い、特定の環境技術の問題点が挙げられたというような記述が

ありますよね。

中村 それは、2007年のミーティングのことですか。

二宮委員 そうですね、はい。

中村 これについては、その後の32番のほうで、回答させていただいています。

二宮委員 こちらでされているわけですね。

中村 はい、こちらのほうで回答しています。

二宮委員 こういった議論が、これは2007年ですから、ここのEIA作成後の住民説明というのは、それより前にあっているわけですか。でも、2008年ですね。

中村 2008年です。

二宮委員 ということは、この議論を踏まえてやっているわけですね。

中村 はい、そういうことです。

二宮委員 わかりました。じゃ、これもぜひ載せていただいたほうがいいと思います。

河野課長 はい。

早瀬主査 32は質問ですので。

田中委員 前のほうでよろしいですか。

早瀬主査 どうぞ。

田中委員 先ほどのモニタリングの結果についての、これは武貞先生のところで、28番のところですけども、この場合のモニタリングは多分、環境モニタリングのことを言っておられたのかな。

中村 はい。

田中委員 どこかにモニタリングのことは、JICAに報告するとかというのが、たしか書いてあったような気がしたんだけど、これだ、5 - 144ですか、モニタリング・フォームというところですね。実施機関は、JICAにモニタリング結果を提出する義務がある。このモニタリングは、環境測定以下の地下水だとか水だとか大気汚染だとか、このことを言っているんですよね。

中村 はい、そうです。

田中委員 この場合のJICAに報告する頻度とか、そういうものは今、もう想定されているんですか。あるいは、どのタイミングでというのは。さっきの何とか省の何とか市の環境局には、年に2回というのがありましたね。

中村 実施機関と協議していないので、そこまではまだ考えていません。

田中委員 ただ、このことを実施機関に一定程度申し入れというか、提言しなくちゃいけないね。

中村 はい。

田中委員 だから、それは明確にしておいて。どうなの。

河野課長 通常、四半期ごとに、事業の状況のレポートと、このモニタリングの指標についても受け取ることになります。ただ、どの程度の頻度かというのは、実施機関と話を決めていくということになります。

田中委員 一般的には、四半期というのが多いと。

河野課長 はい。

立松課長 環境に限らず、事業全体の進捗の報告をしています。

田中委員 なるほど。環境のほうは、どうするかですね。

一応、このフォームというのが報告シートということになるんでしょうか。かなり細かく。

中村 はい、報告用のシートをイメージしてつくりました。このとおり来るかどうか、わからないですけども。

田中委員 わかりました。それで、多分、先ほど先生からの確認で、提示する義務があるというんだけど、今、義務は主張しても、どうやって担保するんですかということだけども。

武貞委員 すみません、実は私の28番の質問は、住民移転に関して、ADBが、プロジェクト・インプリメンテーション・コンサルタントを雇ってモニタリングをすると。その結果をADBに報告すると言っているんで、そのオモン3の関連のところを手に入れられるのかという、そういう趣旨なので、多分、全体的なモニタリングのレポート義務の話とはちょっと別の話になります。

田中委員 わかりました。

早瀬主査 ありがとうございました。

33から35まで、武貞先生、よろしいですか。

武貞委員 これは、たまたま見つけたというだけですので、ほかにはないようにしていただければ、別に。

早瀬主査 休憩していいですか。

じゃ、一応質疑は終わりましたので、10分、あの時計で3時40分まで休憩させていただきます。

いて、その後、取り扱いについて討論させていただきます。

午後3時29分 休憩

午後3時39分 再開

早瀬主査 じゃ、再開させてもらいます。

1から順番に、助言案の取り扱いを決めていきたいと思います。1番。

平山委員 その前に、ちょっとよろしいでしょうか。

2点あるのですけれども、第1点は、これは意見では出さなかったのですが、意見で真正面から聞いたりすると全部書き改めみたいになるのですが、供用時の環境影響を中心に書くべきではないかというのが私が、ここ何年来ずっと思っていることなのですけれども、その点についてはどういうふうに考えておられるかということで、その点のコメントで加えてもらうかどうかを考えたいというのが1点目なのですが。

それから、もう一つは、先ほどのモニタリングの関係で議論が出ていたことで、それから後ろのコンサルの方からもちょっと出てきたことなのですけれども、モニタリングデータの整理ということ、これはJICAのほうでどう考えておられるかということ、ちょっとお聞きしてみたいのです。先ほどあちらのほうでおっしゃったのは、日本では都道府県のデータ、それから国の国設のモニタリングセンターのデータを集めてデータ集をつくっているということ、やりやすいけれども、こういう国ではそういうことはない、という、そういう言い方をされたのですけれども、それと同じようなことを、例えばモニタリングの頻度がどうかということで先ほど議論になりましたけれども、せっかくお金をかけてこういう立派な調査をおやりになるので、具体的なケースごとに、どの国のどの場所で、どの項目では、このような手法で測定した結果、どのようなデータが出たというのを一まとめにして、JICAのほうでデータ集のようなものを整備しておつくりになっておけば、先ほどちょっと出ましたような議論でも、シミュレーションのときに、じゃ、これを使おうとか、そういう議論がかなりやりやすくなるのではないかと思うのですけれども、ここらあたりのことについてどう考えておられるのかという2点を、この具体的な案件のコメントに入る前に、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

河野課長 すみません、1点目は、もう一度ご質問したいと思いますけれども、2点目のモニタリングのデータとおっしゃる点は、この案件を考える上で、例えば気象データであるとか、そういったものを、少なくとも途上国の場合にデータがあるかどうかというのは問題であって、我々はその調査をやって、そういったものを確認することはありますけれ

ども、各国でそういったデータ集をつくるということは、余り現実的ではないんじゃないかというように思いますけれども。

平山委員 いや、各国ではなくて、こういう報告書が上がってくる、そこにデータが書かれている、そのデータをJICAのほうで一まとめにしてまとめておくということは、考えられないのでしょうかということなのです。

河野課長 ちょっと厳しいかと思います。案件ごとの検討はしていますけれども、そういう使えるようなデータをまとめてどこかに残すということは、その費用対効果で余り現実的ではないのではないかと思います。

平山委員 どうしてでしょうか。さっきもちょっとおっしゃったみたいに、日本では都道府県のデータみたいなのがきちんとそろっている、だから、シミュレーションをするにしても、将来の予測をするにしても、そのデータを使えばかなりやりやすいというお話があったわけですが、それと同じことを途上国について、こういう調査で出てくるデータをきちんと集めておかれれば、ほかのコンサルの方に提供するなり、閲覧をしていただくなりして、その業務に役立てていただくということができるのでは。

河野課長 例えば、ある国でこういう火力発電所をやる場合には、もちろんそのコンサルタントは過去のJICAのやった調査のデータを見るでしょうし、JICAだけじゃなくて、世界銀行、ADB、それぞれそういった調査があればリファーすると思います。ですから、ただ、我々はオールマイティじゃなくて、どこの国に対しても、あらゆるセクターでいろんな調査をやっているということはないわけです。

平山委員 もちろん。だから、あるデータだけでも。

河野課長 ええ、JICAのやっていることというのは、本当に全体の中のごくごく一部であって、平山先生のおっしゃるようなことが、もちろんできればいいんでしょうけれども、それだけの人員もお金も、我々にはないかと思います。

平山委員 あるだけのデータをきちんとまとめておけば、これは相当な量になるのではないかと私は言っているのですが。

河野課長 それにつきましては、過去の調査はすべて図書館に入っていますし、今、電子データが見れますから、ですから何か新しい案件があれば、当然昔のものは全部拾っていくということ是可以しますね。

平山委員 そのデータの部分をまとめて、わかりやすく整理しておく。国別、それから項目別、大気汚染、水質汚濁等と、項目別でまとめておくということをやっておけば、い

るいろと使い道が多いのではないかという気がするのですけれども。

河野課長 すべての分野に対してすべてのことをやっていけば、それはもちろん有効かと思えますけれども。

平山委員 いえ、すべての国に対してすべてのことをやっていけば、それは大変なことになると思うのです。それはもう、その国だけでも手いっぱいだと思うのですけれども。それをJICAが全部の国についてそれをやるといったら、それは大変なことになると思いますが、JICAのこういうプロジェクトでお集めになったデータというのを、わかる限り、穴あきばかりでももちろん結構ですけれども、集めておかれれば、この国はこういうことなんだ、この国は水が、この国は重金属が、こっちは有機物が、などということがわかってくるように思うのですけれども。

河野課長 おっしゃられることはよくわかりますが、現実問題として我々も限られた人員でやっていますので、今そういった形での対応は、個人的には難しいのではないかと思います。検討はしてみますけれども、それがどれぐらい今後の事業に使えるのかというのはですね。むしろ今あるもので、仮に新しい事業があれば過去のものを調べるというアプローチのほうが、より効率的かなというように思います。

平山委員 毎回、シミュレーションという話は出てくるわけですが。

河野課長 それは、ただ、もし過去にやっているのであれば、それはもちろん過去のデータは引っ張ってくれば、引っ張ることはできると思えますけれども。

平山委員 それをまとめてわかりやすくしておいていただければと、ちょっと思ったのですが。

田中委員 恐らくJICAの側は、いや、それは図書館にあって、そのデータで十分わかりやすいので、それを適宜活用していただければいいんじゃないかということなんだけれども、先生がおっしゃるようにデータベース化するかどうかという話ですね。大変な労力がかかることは事実ですね。

河野課長 あと、1点目の供用時のというのはよくわからなかったんですが、それはどういうことですか。

平山委員 これは、すべてのプロジェクトに関する説明に共通していることで、前からずっと言っていることなのですけれども、工事中の環境影響はどうのこうのという、ここを中心にしてずっと書き込まれてきているのですが、最近はその雰囲気少し変わってきて、供用時は環境影響がこうなるという書き方も混ざるようになってきている。ですけど、

私が思うのは、重要なのは供用時、つまり工事が終了した後の環境影響がどうなるかということで、それを中心にしてまとめるべきではないかということなのです。

先ほど散水の話がありましたけれども、そういうものも、それが単に工事中の短期間の問題であるとするれば、余り大きな問題というふうには私としては受け取らないのですけれども、その供用時の、つまりプロジェクトが完成した後の、環境影響がどうなるのかということが環境配慮としては一番重要なポイントになると思うのですが、そこを中心にして書くようにしていただけたら、もっとわかりやすいのにとということなのです。工事中のものというのは適当に、もう少し圧縮していただいて結構でありますので。

立松課長 よろしいですか。まず、オモンについて限定した話で申し上げますと、このドラフトファイナルレポートの5 - 46にお示ししてございますとおり、これは工事時点での影響とあわせまして、もちろん供用期間中の影響を詳細に分析した上で、こちらのレポートにもお示ししております。

平山委員 それを、その供用時の環境影響を中心にして記述するようにしていただきたいと。

早瀬主査 それは、しかし、工事中でも、その地域に対する影響が大きければそれは重要なのであって、どちらが重要だということじゃなくて、両方ともということじゃないんですか。

平山委員 両方かもしれませんが、それは短時間の影響と、それから供用後の長期間の影響といったら、私は長期間のほうの影響が重要であると思うのですが、工事マニュアルをつくっているのではないと私は思いますので。

河野課長 平山先生、すみません、私の理解では、おっしゃるとおりだと思っております、工事中も供用時ももちろん環境の影響なり、観察というのは必要だと思っておりますし、過去も、ここの案件もそういうふうに行っているのかなという理解したんですが、そうでもないんでしょうかね。

平山委員 私は、何か工事中のほうが増分割合が多いような気がして。

中村 すみません、報告書の5 - 89ページからチェックリストを載せていますが、このチェックリストでは、ほとんどが供用時を対象としていまして、工事期間は最後の「その他」というところで、5 - 108ページから4ページぐらいしかありません。記載量では供用時のほうが多くなっています。

今回は、火力発電所建設ですから、工事についてはそれほど記載していませんが、たと

えば水力発電所では逆に工事のほうがインパクトが大きくなります。プロジェクトの内容によって工事と供用時のバランスが違ってくるんじゃないでしょうか。

平山委員 はい、わかりました。

武貞委員 平山先生がおっしゃっているのも多分重要なところもあって、私がおの観点でやっぱり重要だと思えるのは、工事中の期間というのは当然JICAも、融資なり、いろいろな形でおつき合いがあるので、継続的にモニタリングはされるわけですけども、運用されてからのモニタリングというのは、やっぱりあるところで切られているわけですね。JICAの、少なくともつながりという意味では、あるところで切られている。

でも、実際にはその施設は、まさに平山先生が考えておられるように40年、50年と運用されていくのであって、その過程でどんな影響が起きてくるかというのはやはり、事業主体が継続的にモニタリングをしていくことにはなると思いますが、そのモニタリングをどこまでやっていくのかという責任の部分ともかかわってくる話なのかなという気がちょっとしています。

もちろん、だからどうしたらいいというモデルが今あるわけではないと思いますけれども、移転のことも実は全く一緒に、その移転させるときが大変なのではなくて、実は移転した後、5年、10年経ったときに生活がどうなっているかということのほうが本当は大変なんですけれども、なかなかそこまでカバーするような形で援助機関が関与していくのが難しいというのが今の現状だと思うので、このモニタリングの期間とか責任の話ということにも絡んでくることなのかなというふうにちょっと感じました。コメントですけども。

平山委員 ありがとうございます。

河野課長 おっしゃるとおりだと思うんですね。環境社会配慮は基本的に相手国が主体になってやることで、我々はそれを確認、あと、支援するということだと理解しています。ですから、まさにその供用時の話というのは、あと、住民移転のその後の話というのは、我々ももちろん確認はするんですけども、相手国がそこをしっかりとやっていただかないと、なかなか我々としても完全にフォローはできない。ただ、もちろん問題があれば、責任がありますから、それは何らかの形で申し出を行うということかなとは思っています。

田中委員 今回の関連で、少し情報提供なんですけど、日本で今回、環境アセスメント法が改正されて、事後調査という概念が入って、工事完了後、また、供用過程も含めてモニタリングするというのが法律上の義務になったんです。

ところが、おもしろいことに日本の環境アセスメントは、実施者というのが工事の施工

者になっているんですね。工事の実施者というのは、したがって、事業の実施者という解釈なんですね。そうすると、事業実施は計画を立てて、実際の工事を実施している段階は事業の実施者だけれども、例えば道路事業であれば道路公団かな。結局それは高速公団に渡しちゃうわけですね。あるいは、鉄道もそうなのかな。そうすると、今度は管理者に移るんですね。管理者の段階で事後調査というのは実は義務が及ばないという話があって、結構それは大きな問題であると。

ただ、日本のアセスメント制度の、アセスメント法の作りからすると、したがって法律上の義務を負うのは、工事の実施段階、工事段階までが法律上の規定で、そこから先は管理者に申し継ぐという、そういう整理をしているので、ですから、ややおもしろいんですね。

ところが、シミュレーションは、おっしゃるとおり、むしろ供用後のほうが重要な課題として一生懸命にやるわけですね。騒音がどうなるかとか、道路であれば道路から来る騒音がと。ということで、これは日本の制度のある種の特性なのであれなんです、確かにどこまで、工事中は確かに、今言ったように事業が、計画を立てた事業者がやっているの、モニタリングを一生懸命にやりますし、それから、予測値との比較なんか一生懸命やるんだけれども、そこから先になると少しずつ管理主体あるいは運営主体がかわってしまうので、引き継ぎということになっちゃうのかな。ということがあられるようですね。

すみません、余分な話ですけれども。

平山委員 ありがとうございます。その引き継ぐときにちゃんと管理していけば、環境上、問題は起こりませんよと言えるようなものにするということが、環境配慮では重要なのではないかと、JICAの環境配慮では。その視点をちょっと重視していただきたいと思います。でも、田中先生の話、ありがとうございます。

ということで、私は特にコメントをこれ以上つけ加えるつもりはありません。お時間をとりました。

早瀬主査 それでは、取り扱いについて、決めていきたいと思いますが、1番、2番、二宮先生、いかがですか。

二宮委員 これは、先ほどの議論の中で、IFCの定義を読めば、この事業の中で行うということは必要ないわけですけれども、先ほど申し上げたように将来の課題も含んだものですので、JICAのみならず、援助をする主体になる機関すべてにとって、漏れがないように確認するということが必要だと思います。

田中委員 これは、本文を読めたほうがいいね。

二宮委員 ここでつくりますか。

河野課長 もし、できれば、やってしまったほうがいいです。

二宮委員 ちょっと私、さっきちょっと考えてみたのを読んでいいですか。

「1、2、3、4、各発電施設が共有している付帯の施設整備の」、付属でもいいですし、付帯ですね。これは道路であるとか、送電線であるとかということですね。ここにリストアップされているようなものです。「整備の環境社会配慮について、どの段階でどのように行われたかを確認するとともに、その必要性に言及すること」というようなものではどうかと思いますが。

武貞委員 ドラフトファイナルレポートの中でということでもいいですか。

二宮委員 はい、そうです。

立松課長 最後の「その必要性」の「その」というのは、何を指しているんですか。

二宮委員 環境社会配慮の必要性ということです。それは、もし抜け落ちているとするならば、どこかで必要です。ただ、今の制度のもとでは、だれもやらなくてもいいことになっちゃっているかもしれない。ある意味では問題提起。

中村 先生がおっしゃっていることは、例えばオモン1ならオモン1のEIAレポートを見て、その中には送電線が入っているとか、道路が入っているとか、放水路が入っているとか、それについてはオモン1のEIAレポートのほうで書いていると、そういうのを確認するというのでしょうか。

ガス・ディストリビューション・センターやガスパイプラインについては、たしか去年の11月ぐらいにEIAを作成していると聞いています。ただし、中身は見ておりませんが、EIAは行われているというようなことを書くのでしょうか。

二宮委員 うん、やっていれば、やっていますということで示していただければ。

中村 EIAがおこなわれているかどうかを、表の中に記載することでよろしいでしょうか。

二宮委員 はい、結構です。

深澤 もし、何もその情報がないものがあったら、それについては今後確認する必要があるか、その辺のことを多少書いておくのがいいのではないかといいことよろしいでしょうか。

二宮委員 はい。

中村 今後というと、今度はファイナルですね。

深澤 ファイナルのときに、抜け落ちたのがあるかどうかですか。

中村 抜け落ちているのを、調べられるか不明です。

河野課長 これは、仮にやってなかったとしても、我々のが関連しなければ、JICAは何も言うことはできないという理解なんですよ。ですから、そこは限界があるというのはご理解いただきたいのと、あと、本件についてはある程度把握できますけれども、なぜこういう条項が入っているかということ、JICAの場合だと、ソブリンだと余りないのかもしれないけれども、民間施設はいっぱいあるんですよ。要するに、全体の中のごく一部をやる場合があって、それを全部やるのかという、多分そうじゃないだろうという発想があって、こういう規定になっていると思うんです。

民間のIFCとか、今回JICAも海外投資が入ってきましたけれども、そうすると、本当に全体の中のごくごく一部で、それを全部我々がチェックするのかということ、現実には……

二宮委員 そこまでチェックする必要はないですね。

河野課長 ええ、難しい場合があるのじゃないかなという気がしますけれどもね。今回のようにシンプルに4つぐらいであれば、それは把握できるかと思えますけれども、それはケース・バイ・ケースで対応するというのを考えて。

二宮委員 だから、やっぱりどこかではだれかが把握しないといけない話だろうと、要するに、べき論としてはですね。なので、難しいのは、じゃ、ここのプロジェクトの中でどこまで言うかということになるんですけども、しかし、何も言わないでいいかということ、そのところがちょっと気になるので。

中村 中身までは精査する必要はなくて、ここでEIAで環境影響評価は、この時点で行っていると、そういうことでよろしいでしょうか。

二宮委員 少なくとも何らかの関連する調査が、例えば1なり2のところで行われているかどうかは、確認していただきたいということですよ。もし何も行われていないとするならば、それはどうなっているんだということは、どこかで言う必要があるんじゃないかというのが私の。

河野課長 ただ、我々にその権限は、ガイドライン上はないということなんです。

二宮委員 そうですね、はい。

河野課長 もちろん、ベトナムはやっていますねということは、何らかのリファアーズはできるのかもしれませんが、ベトナム側にすれば、それはJICAの関係のない話です

よねというふうに言われる可能性があると思うので。

二宮委員 確かに、そうですね。だから、そこがちょっと運用の限界というか、悩ましいところだと思うんですけども、しかし、さっきの繰り返しになりますけれども、だからといって何も言わないかということ、ちょっとそこら辺が私は引っかかるんですけども。

河野課長 この言及することは、だれに対する、ベトナム政府に対するということですか。

二宮委員 そうだと思います、はい。この報告書の中で言及するわけですから。

早瀬主査 付帯設備に係る環境社会配慮の云々は、そういう趣旨ですか。

二宮委員 はい。

立松課長 例えば送電線の建設に際してとられた環境社会配慮。

河野課長 が抜けていますねということです。先ほどですね。

二宮委員 そうということですね。

立松課長 が十分ではないのではないかと。抜けているようなことがもしあれば、その事実を指摘するというのでしょうか。

河野課長 それをやらないことはいいんですよ。

中村 今後、行います。

立松課長 原則的に不可分一体の事業ではないものになりますよね。それについて確認をする必要性が本当にあるのかどうかということころは。

二宮委員 本当だったら一体不可分、一体性があるんだというふうに言いたいんですけども、そこは、ちょっといいづらいということなので。

河野課長 なかなか悩ましいんですけども、ほかの機関でも多分やっていないんじゃないか。最初の仕切りで、まず事業範囲を決めるんですね。さらに、どこまで関係があるのかというのを決めて、そこで、多分検討は終わりじゃないかなと思いますね。それ以外のものについては。

二宮委員 どこにも関係がないものというのは出てくるわけですよ。

河野課長 というか、自分たちの事業に対して関係のほうは、関係性を見るだけであって、それをどうやっているかというのは、もう責任の範囲外だというふうな整理ですね。

極端な話をすると、100個発電所があった場合に、じゃ、99個を全部見るのかと、多分そうじゃないだろうという。今回はたまたま4個なので、それは物理的に見れるのかもし

れませんけれども。

二宮委員　なので、ほかの発電施設について私は要らないと思うんですね。ただ、少なくとも、その1、2、4がなくても3があれば、やっぱりそこにアクセスする道路は必要なので、ここでの報告書での書きようは、一体不可分でない1や2にアクセスする道路なので3には関係ないという、そういう書き方になっているんですね。それは、何か理屈としてちょっと違和感があるなというのが私の感じ方なんですけれども。

河野課長　もちろん、先ほど田中先生がおっしゃったような、累積結果を見るんだと思うんですね。それは間違いないと思いますけれども、定義自体がそういう形になっていますし、ほかの機関もそうやっているものですから、我々はそれに準拠して整理したということなんですけど、これは非常に難しく、入れようと思えば幾らでも広がっていくんですね。だから、どこかでやっぱり切らないと、とても対応できないという領域に入ってくるのだと思います。

二宮委員　それはもちろん全部をここでやりなさいと言っているわけではないですよ。ただ、そういう視点を相手国政府に提供するというのは非常に大事だと思うので。

河野課長　そうですね。理解しましたので、ケース・バイ・ケースで対応できるものについては、検討することもあるというぐらいかなと思いますけれども。

田中委員　確認ですが、その一体不可分事業というのは、ある施設をつくる時に工事用取り付け道路が必要だとか、例えばそこから出てくる土砂捨て場があるとか、そういうのは一体不可分で、ある工事を成立させるのに必要だから、そこも含めて環境影響評価をしますというのはあり得ると思うんですね。これは直接的な環境評価ですね。

ですから、取り付け道路であるとか工事用道路とか、あるいはよく議論になっている、どこかから土砂を持ってくるか、その土砂をね。これもある意味、その事業に伴って発生することだから、その土砂の採掘場所の環境影響を見るとか、こういう話はあると思うんですね。今回の場合は、そこが供用の場合どうかということですね。

河野課長　供用については非常にクリアに書かれていて、こういう視点ですと。

田中さんがおっしゃった、アクセス道路は間違いないと思うんですが、土捨て場も、これは入ってくると思います。ただ、土砂をどこかへ持って行く、これはサプライチェーンが中に入っているって、それはやっていないですね。責任になっていないし、IFCですらやってないですね。

田中委員　JICAのこの議論の中にあるのは、例えばその資材を持ってくると、大量の

資材を例えば石を切り出してくるとかね。その石切り場なんかは影響も、本来、例えばこれだけの石をここから持ってくるのであれば、あるのではないかと。それから、そこに運んでくる過程の出ってくる負荷も問題で、測るべきではないかと、こういう議論はあるんですね。よく、これは谷本委員がおっしゃる。ほかの先生もおっしゃったかな。

河野課長 サプライチェーンについてはIFCは入っているんですけども、これもやっぱり限界があって、やれるのは、その調達先が、クライアントが影響を与える場合だけに限定しているんですね。

田中委員 ええ、そうですね。直接、一次的なものだけですね。

河野課長 ええ、それしか無理だというので、仮にその顧客が、例えばトレーディングカンパニーが、貿易会社が買う場合には、これはできないという整理に言っていますので、責任は、それはないです、全く。我々もそこは.....

田中委員 一次的な部分ですね。一次的というか、直接的に事業者が何か購入するとか、そういうことであれば、そこまではいけるけれども、そこから先はなかなか難しいですねというのはよくわかります。

河野課長 そうです、ええ。

平山委員 この議論でちょっと何か似ているような感じがするのが、廃棄物の議論ですね。廃棄物処分の。

田中委員 マニフェストの話が、なるほど。

平山委員 マニフェストの議論との関係では、それからは分野ごとに業者に委託するから、もうそこは議論しなくてもいいということですけど、二宮委員がおっしゃっているのは、いや、それは関係があるんだから見なきゃいけないのではないかと、何らかの時点で確認しなきゃいけないのではないかという感覚を示しておられるという意味で、何かすごく似たような感じがするのですが。

田中委員 日本の場合ね。先生のお話でいけば、排出者責任というのがあって、一応委託して任せたとしても、ちゃんと委託先はどうなっているか、それを確認してくださいよというところまで追及する仕組みになっているので、あるんだけども、外国というか、ベトナムなんかの場合には、管理会社に出した段階で一応その義務が離れるみたいな、そんな書きぶりですね。ということかなと思ったね、今の議論はね。

河野課長 そうですね、ええ。

武貞委員 余り長びかせるのは、あれですね。

田中委員 ごめんなさい。

武貞委員 二宮委員がおっしゃっているところは、多分その付帯設備で、EIAの対象から漏れているものがあると困るからという、そういうことですよ。

田中委員 ええ、そうですね。漏れなくチェックしてくださいねと言ったと思うんだね。

武貞委員 それを、その漏れているものがないかを確認してもらいたいという意味が、その前半の部分だと思うんですね。どの段階でどのように行われたかを確認するというのは多分、ということですよ。

後段の部分は、そこでもし漏れているものがある、もしくは、だれがどの段階でやるかわからない付帯設備があるのであれば、それについて、いつやるのかを確認したり言及したりしてください、そういう性格なんですよ。

多分、現状は、今までいただいていた表の中ではっきりしていないのは、多分そのガスのパイプラインとか、もう幾つか特定できているわけですよ。だから、これ自体は、その後段の部分の書き方をもう少し。まだEIA、環境社会配慮が行われていない部分があるのであれば、それはどのタイミングで行われるかというのを確認して、レポートの中に言及するとか、そういう書きぶりにしたほうがいいんじゃないかという気がしますけれども。

田中委員 あったほうがいいのかと思うけれどもね。

二宮委員 つながりのところで、少し言葉を変えたほうがいいのかも说不定ですね。

田中委員 今、武貞さんがおっしゃったように……

武貞委員 とりあえず、確認することまでで1つ切っちゃってしまっ。

田中委員 そうそう。前段のところは、一体不可分事業であるかどうかチェックしていましたね。これは該当するとか、該当しないとか。それが一応、その段階で、ここで確認しているとかいう一応言及があるので、あれを明記することが、この前段のところ、どの段階で行われたのか、そこを確認することということだと思うんですね。

その上で、確認が漏れている、あるいはちゃんと環境社会配慮が行われていない施設や事業があるすれば、それについて、しょうがないんで国、ですからベトナム政府に言及してくださいねと、こういうことじゃないかと思う。それで主張としてはよくわかるんですが。

二宮委員 それは、2つに分けたほうがいいですかね。

田中委員 どうでしょうか、これ。

二宮委員 後段のほうは、じゃ、少し文章をつくらせていただいてもいいですか。前段

は今、このまま残させていただきます。

早瀬主査 ありがとうございます。

深澤 調査は、どの段階でどのように行われたかを確認することでいいんですね。

立松課長 括弧内は削除でよろしいですか。

二宮委員 はい、結構です。

早瀬主査 3もよろしいです。

4は、いかがですか。

田中委員 先ほどご説明のように、当初計画より、計画時よりですかね。「また」のところですね。「当初計画時より」、これはガスタービンですかね。「ガスタービン出力が増加するケースの取り扱いについて言及しておくこと」かな。触れておくこと。

右側のほうに書いてあるようなことだと思っただけけれども、先ほどご説明のように、ガスタービンのところが出力が増えた場合には、そこで審査を受けて、必要があれば、そこだけ何か取り出して排出量をきちんとデータで出すとか、そういう話でしたね。事業全体としては進めるということのようなので、その取り扱いについて、きちんと言及しておいてくださいねと。ここまでは、増えることがありますというだけの記述にとどまっているので、それが増えた場合にはこうしますという、そこを周知的にさせていただきますが、いいですか。

河野課長 すみません、もう一度。

田中委員 「また」以下のところで、「当初計画よりガスタービン出力が増加するケースの取り扱いについて言及しておくこと」、ガスタービン出力が増加するケースの取り扱いについて報告書で言及、整理しておくことかな。報告書でね。ということで、要するに報告書に加筆してくださいねということですね。

立松課長 はい、わかりました。

河野課長 あと、将来的な助言委員会に……

田中委員 それをどうするかですね、先ほどご指摘くださった。JICAとして、こういう場合どうするかという。つまり、当初のレポートではこういうことになっているというのは、増えた場合に何か報告を、助言委員会に対してどうするかね。

河野課長 計画の変更ですよ。どれぐらいの計画変更の場合にその委員会に報告するかというのはまだ決まっていませんので、それは、私の課というよりも、河添課長の班のほうで担当していますから、そこはまた整理してご報告するようにしたいと思います。

武貞委員 仮に、その再アセスは修正となったときは、その助言委員会に報告すること
みたいな、そういうのも書いておきますか。

田中委員 そうですね、そういうように入れておきますか。そうしたら、仮にというか、
こういう再アセス、「EIAの大幅な修正を生じる場合には助言委員会に報告すること」を
検討すること」とか、「への報告も含めて検討すること」とか、これは全体的なフレームの
話ですので、いいですか。今ちょっと言うと、これは整理しておこう。これが1つの要求
事項で、これでいいですね。

その場合、もう一つですね。どういうふうに繋げたらいいかな。「この場合に、再アセ
スやEIA報告の大幅な修正が生じる場合に、助言委員会への報告について検討すること」
かな。そんな趣旨ですね。

よろしいですか、前段はレポートへの、今回のドラフトファイナルへの書き込みで、後
段は取り扱いについての助言ということで。

加来 2行目の取り扱いについての、何の取り扱いとか……

田中委員 これは、こういう場合には、何か政府に出して、政府でこの場合に再アセス
をすとか、再計算する指示が出るらしい。指示が出ない場合もある。指示が出なければ、
そのまま進める。指示が出る場合には、何かその分だけで数値を差しかえるとか、そうい
う扱いをするというご説明だったんですね。

加来 なるほど。そうすると、再アセスや許認可の取り扱いとかを入れておいたほうが
良いでしょうか。目的語がないようなので。

田中委員 そうですね。そういう場合は、再アセスというふうに言うんですかね。

深澤 補足のEIAというのもありますね。その部分だけしか変更がないので、その部分
だけについて、もう一回資料を出してくださいというのでは。

田中委員 なるほど。わかりました。もしこの表現で、今整理した表現で問題がなけれ
ば、これでより明解だと思えますので、補足EIAやEIA許認可の取り扱い、あれはEIA許認
可というのではないのかな。取扱いについて。

早瀬主査 それは、ベトナムの制度の取り扱いのことをおっしゃって、許認可というこ
とは、JICAの環境社会配慮というより、むしろ。

田中委員 そうではなくて、この案件について、もしこういう場合には、このように扱
いますと、データを差しかえることになりますとかということですね。オモンの場合、今
想定されているのが何万キロワットだから、これが大幅な出力が増加したときに、政府か

ら指示を受けてデータを差しかえる場合があると、そういうご説明があったので、その場合にはデータを差しかえるとか、指示に従って処理をする。もう一回、書類。

早瀬主査 要するに、ベトナム政府のほうでの取り扱いですね。

田中委員 指示を受けて、そういうことですね。ベトナム政府から指示を受けて、とりあえず。

早瀬主査 取扱いについて報告書で言及すると。それを受けて、後半のほうは我々、助言委員会のほうでどうするか。

田中委員 そうですね。後半のほうは、はい、助言委員会の報告についてどうするか決まっていないので、今後、検討をしてくださいねと。

早瀬主査 そういうことですね。いいですか。

田中委員 よろしいですか、扱いは。趣旨は。

立松課長 はい、わかりました。

早瀬主査 じゃ、5番。

平山委員 5番は、(1)、(2)になるというのをやめて、「ゼロオプションや場所の選定について環境配慮の観点から」、「具体的な」を入れちゃうと後で作業が大変になると思うので、「環境配慮の観点から比較を行い、その結果を記述すること」くらいでどうですか。

深澤 先ほどの場所と方式ぐらいはできるけれども、ゼロオプションまではできないような感じだったと思うんですが。

平山委員 じゃ、環境配慮はしないと。

深澤 いえ。この事業が、政府段階でゼロオプションが入っています。ゼロのときに、影響がどの程度違うか。やらないときはこのくらいだけでも、やったらこのくらいの環境になるとかということと比較するということではよろしいですか。

例えば予測をしていない状態だったら、例えばそういうことで。だから、今回五号機がなくて、ほかの発電所は動いていると、そのときにはこうなりますけれども、この我々の発電所が動いたら、その分足されても、そこはそんなに変わりませんと、そういう話で。多分、それぐらいしか言えないかなと思います。

早瀬主査 先生のおっしゃっているゼロオプションというのは、そういう趣旨ですか。何もしないケースでいいですか。

平山委員 そうですね。前の、この1回目の助言委員会のときに、たしかゼロオプショ

ンも問題になっていましたよね。送られてきた資料の中ではその回答というのが余り説得的でないので、これを出してあるのですけれども、最終的な報告書で出すのであれば。

深澤 この事業をやらない場合と、この事業をやった場合の変化はどうなんだという環境的な検討をそこでやったということです。それが、こんなに影響があるのならということもあるが、この事業で、そんなことはあり得ないでしょう。

中村 どの段階になるのでしょうか。用地取得前ならば、オモン2があって4があって、オモン3の真ん中が抜けています、こういう書き方になりますが。

深澤 それは、こちらからお出しするしかないです。全部の項目で本当にこれができるかと言われると。

平山委員 だから、「具体的な」という言葉を削ったというのは、少しあいまいにしたという趣旨はそこです。

深澤 ありがとうございます。そういうご趣旨であれば。

平山委員 水は、大気は、どうこうと、こうやると大ごとですので。でも、一番基本的なところですから。

深澤 基本的には影響の大きなもの、先ほど言った供用時をメインで我々は考えたいかなと思います。

立松課長 技術的に可能な範囲というのは、おのずから限界があるというのがありますので。

平山委員 ですが、やはり環境配慮に触れている、環境配慮を念頭にして何らかの検討を行ったということは残しておく必要があるのではないかという意味です。

立松課長 はい。その具体的な方法については、少し私どもで検討させていただきます。

早瀬主査 二宮先生、6番はいかがですか。

二宮委員 6番は、7に入れて。

早瀬主査 7は、そうですね、確認の方法、うん。7は、こういう表現でよろしいですかね。

深澤 報告させる制度について、ベトナム国の状況をまず記載することでは。

早瀬主査 いや、国の制度ということでなくて、排出者の責任として、最終的に計画どおり処理されているかどうかを確認することと。

田中委員 確認するよう、実施機関に申し入れるとか、提言するとか、そういうことになりますか。JICAそのものが確認することということにしますか。

早瀬主査 排出者の責任ですから。

田中委員 これまで言うと、確認することと言うと、JICAなり、あるいは何かにすることではないので。

早瀬主査 JICAではないですね。

田中委員 そういう趣旨ですかね。実施機関に対して申し入れるということなんでしょうね。ともかく、できるかどうかあれですけれども、実施機関にそういう要望を出すのはいかがですか。提言することと。

立松課長 その報告の相手は、これは。

中村 モニタリング・フォームに入れるということでしょうか。

田中委員 そう、そういうことですね。モニタリング・フォームに。

中村 モニタリング・フォームで、廃棄物をどこそこに捨てたというようなことを処理業者から報告してもらうことですか。

田中委員 モニタリング・フォームですね。処理業者に、またそれを報告させてもらうとかですね。

武貞委員 例えば、その後段の部分ですけれども、「適切な処理が確保されているか、モニタリングを通じて実施機関に確認するよう求めること」みたいな、そういう形にすればいいんですか。「適切な処理が確保されているか、モニタリングを通じて実施機関が確認することを求める」。

田中委員 「求めること」、うん。

武貞委員 これは、多分、もともとのスコーピングのときにもこの助言が出ていて、やっぱり多分フォローして、今のままでは、まだフォローはしきれていないかなという気がしますので。

私の8番も同じところですから、8番はもう削除していただいていいですけれども、7番にそういう形で組み込んでいただければと思います。

立松課長 その申入れはちゃんとしたいとは思いますが。

田中委員 繰り返しますが、日本では、マニフェスト制度があったりして、あるいは排出者責任というのが厳しく課せられているので、自分が出したごみは、仮に処理業者に渡したとしても、どうなっていますかと。そこで不法投棄などが起きれば、さかのぼって排出者にも責任が戻ってくるわけですね。

立松課長 はい。

早瀬主査 次、9番、10番。

平山委員 9番、10番は、9番は廃棄物のところ、10番は総合処理施設云々というところに含めていただければ結構ですので、削っていただければと思います。

早瀬主査 11番。

田中委員 これは、モニタリング頻度がさっきは2回ということでしたけれども、これはちょっと確認したほうがいいね。2回は報告の頻度だと思うので。

中村 もしくは、こちらから提案します。

田中委員 そうですね、提案したほうがいいですね。

それから、私のところは、11番は、先ほどの確認を求めることの中にあるんだけど、一応これは供用段階で、今時点でどういうことかということもありますので、このような想定される発生量を明記することというようにしておきますか。報告書に明記しておくことと。今日別表で出された、その分を用意しておいてくださいねと。これは想定量ですよ。想定量です。

立松課長 これを盛り込むという。

田中委員 そうですね、それを盛り込むという趣旨で。

立松課長 はい、報告書に盛り込むということにいたします。

田中委員 水のほうはかなり細かく出ているでしょう。何とか排水が何トンとか、何単位とか出ているものだから。廃棄物のほうは随分あっさりしているので、それで。

早瀬主査 12番。

田中委員 12番はいいですね。これは、ちょっと記載が不十分だったので、あの記載は書き直しますが、いいですか。

中村 はい。もちろん名称などは書き直します。

田中委員 いいですか。じゃ、そういうことで約束ですから。じゃ、落しましょう。

早瀬主査 13番は、「今後の経済発展だとか都市化の可能性もあるので、環境基準の超過する可能性が認められることから、モニタリングについて十分に配慮して実施すること」というふうなことで残したいと思います。よろしいですか。

河野課長 もう一度お願いします。

早瀬主査 「今後の経済発展や都市化の影響も懸念されることから、環境基準を超過」、窒素酸化物のと書いておいたほうがいいんですかね。「窒素酸化物の環境基準を超過する可能性が認められているので」、ちょっと文章の前後はまた後で調整してください。「十

分なモニタリングを実施するよう配慮すること」、「モニタリングと、その結果に応じた対策」か。趣旨はこういうことで、あと……

立松課長 配慮するのは実施機関になろうかと思しますので、その配慮を求めるという書き方でよろしいでしょうか。我々としては、今後、実施機関と協議をする中で、配慮することを求めると。

早瀬主査 モニタリングをすると、回答の中で書かれていますよね。

中村 モニタリングは言うておりました。

早瀬主査 もう方針として書かれている。モニタリングすることも、必要に応じてその運転調整することも書かれている。

中村 運転調整も、たしか、オプションとしてあるのではないかと思います。

早瀬主査 モニタリングの結果によっては、運転調整だけでは不十分な場合があるかもわからない。これからの都市化の傾向において。だから、それも含めて十分な対策を実施するという事。

立松課長 はい、承知しました。

早瀬主査 次は14番ですが、田中先生。

田中委員 これは、先ほどのあれ、運転管理はオモン1と連動するんでしたか。うまく連携がとれる。

中村 連携は、わかりません。多分とれないです。

田中委員 とすると、こういう書き方で、オモン1の運転調整を行うと書いてあるんだけれども、それは大丈夫ですかということになるな。

中村 いや、これは、あくまでも我々の提案です。

田中委員 なるほど。

中村 そうすると、先ほども述べましたが、決めるのはカントー市のDONREです。

田中委員 この文を、カントー市に提言することというようにしますか。つまり、ここで書いてある、高濃度になった場合に、オモン発電団地全体として運転調整を行うことも含めて検討すること、そういうことを提言することとしますか。

じゃ、ここでいう「オモン団地の全発電所が稼働した場合に、NOxで高濃度、大気環境基準を超えるような高濃度が生じる場合には発電団地全体としての運転調整を行うよう、カントー市環境局に申し入れるよう提言すること」とか。そういうことは、カントー市に提言すればいいの。

中村 実施機関はカントー市と協議して、オモン発電団地として全体の対策をとることと。

田中委員 そうすると、提言する相手は。

中村 提言する相手は、実施機関です。

田中委員 実施機関に、カントー市……

中村 実施機関に、カントー市と協議して。

田中委員 「そういう運転調整などを行う、必要な措置をとるよう協議する旨を提言すること」という整理でいいですかね。

二宮委員 その協議するのは、だれですか。

田中委員 本人じゃないですか、今の提案で。影響緩和策を協議するよう提言すると。

立松課長 カントーの字が違う。

田中委員 はい、カントー市。「実施機関に提言すること」かな。実施機関に提言するですね。

立松課長 ベトナム電力公社に対して、JICAとして申し入れるということにします。

田中委員 じゃ、そのように。また文章はちょっと手を入れさせていただきますけれども、それで結構です。

早瀬主査 そうしたら、15番、お願いいたします。

武貞委員 15番、16番は消してください。

早瀬主査 はい。

17番、これは言及していただいたら、コメントとして残す必要はないんですかね、平山先生。17番は、水温の話ですけども、水温の話について少し報告書に言及していただくんですかね。水温は変わりませんということ。

平山委員 小さい話ではあるのですが、新たに何かをつけ加えてくれということではないのですが、ここの表現にちょっと水温は一定で排出量だけが増えるという、水温に関する限定を入れていただければ、それで結構です。

早瀬主査 コメントとしては落すということでもいいですね。

田中委員 ええ、もう、それをやっていただけるなら結構です。

早瀬主査 先ほど、18番、19番は、田中先生、もうよろしいということでしたか。

田中委員 そうですね。18の表現はいいですよ。これで統一してください。

それから、19番の油の処理ですが、「保管された廃油を、廃油として保管されたものの

処理について明記ということ」にしますか。「報告書へ明記すること」ね。これは、ちょっと言葉が足りないので、足してくださいねということですね。19番は生かしていただいて、最終的にどの、受けるのか明記することですね。報告書に明記すること。

それから、20番は外していただいて結構です。削除で構いません。

早瀬主査 21番。お忙しい。

田中委員 21番、はい。これも見づらいです。これも結構です。先ほどの説明で結構ですので、これも外していただいて構いません。

早瀬主査 22番、武貞先生。

武貞委員 外してください。

早瀬主査 23番。

平山委員 この趣旨は、説明がないということではなくて、むしろまとめのなところに、この天然ガス発電の有利性というのをどこかで入れていただければという趣旨なのですが。

中村 環境だけではなくて、報告書の最後に総合評価がありますので、そこで記載します。

平山委員 詳しいこの6の何とかというところからありますよね、きちんとした記述が、CDMを含めて。そうではなくて、全体的な位置づけのところ、こういういいところもあるんだよというところは入れてほしいということなのですが。

立松課長 ご趣旨を踏まえて。

平山委員 残したほうがいいでしょうかね。

立松課長 もう報告書には、今のご趣旨を踏まえて。

平山委員 入れていただけると。

立松課長 ええ、記載を。

平山委員 じゃ、助言としては残さないでよろしいですか。

田中委員 このガス発電のほうが排出量が少ないというのは、どこかに書いていなかったでしたか。

立松課長 6-4に、注で記載しています。

中村 6章で、CDMに関してCO₂の削減量を試算しています。別のところでもう一回、総合評価のところで記載してもらいます。

深澤 総合評価で入れれば、いいと思いますが。これが最後の章ですから。

平山委員 そうということなのですが、どうでしょうか。

早瀬主査 コメントという意味では、そうしたら、別に必要ないということでもいいですかね。

平山委員 はい、それが残るのであれば結構です。

田中委員 それじゃ、24番は、これは落していただいて構いません。

早瀬主査 はい。25番は。

田中委員 25番は、これも焼却灰がないんだね。

河野課長 はい、ございません。

田中委員 これは、だから表現の訂正しますで。

河野課長 修正します。

田中委員 これも大丈夫だね。

河野課長 はい、大丈夫です。

田中委員 じゃ、これも落していただいて構いません。

早瀬主査 26番。

二宮委員 26番は、了解しました。恐縮です。

早瀬主査 27番、武貞先生。

武貞委員 27番は、この個別の事業に落とし込めないで、27番は削除してください。

それから、28番はどうしようかな。28番はまとめていただく予定というか、そもそもモニタリングの項目に入っているという理解なんですよ。5 - 105のところにあるんだよね。5 - 105に入っているから。

早瀬主査 これは、残しておいたほうがいいんですかね。

武貞委員 どうしようかな。一応、5 - 105ページの、移転の影響のモニタリングが計画されるかというところで、モニタリングは行われると。それで、項目、内容などについては実施機関に確認中になっているので、どうするかな。じゃ、すみません、残していただいて、むしろいただいた回答の文章の……

河野課長 そうですね、実施機関に求める。

武貞委員 はい、いただいた回答の文章の頭に、「ADBによる住民意見のモニタリング結果が」で、その後、回答の文章そのまま、「オモン3をカバーしたモニタリング内容となっているかを確認した上で、当該モニタリング結果のJICAへの定期的な報告を審査時に実施機関に求めること」でいいですか。

河野課長 ですから、オモン3の部分をカバーしている場合はですね。

武貞委員 そうのことだと思います。そうじゃなくても、実際オモン3の分については一応やられるということだと思いますので。

河野課長 そうですね。

武貞委員 そういう形でいいでしょうか。

それから、29番これは残してください。それで、いただいた回答と、もともとの質問をひっつけて、もともとの質問で、「移転済み世帯のうち5%は所得が低下しているが」で、ここから後、回答のほうにつないでいただいて、「この所得低下の原因についてベトナム側に確認すること、及び必要があれば対策をとることについて実施機関に申し入れるべきこと、もしくは求めること」、「所得低下の原因の確認及び必要があれば対策をとるよう」ですね。その下につないでいただいて。

早瀬主査 「原因を確認し、必要があれば」。

武貞委員 そうですね、はい。「原因を確認し」、すみません、そうしましょうね。「必要があれば対策をとるよう」、はい、それでお願いします。

立松課長 現状は、これは7世帯程度なんですけれども。

中村 一応、7世帯で、その人たちの5人のもとの職業はわかっています。

武貞委員 何かありましたね。個別に、もう原因は確認済みだと。

中村 原因はわかりませんが、ただし、どの人の収入が減っているかというのはわかっています。また、この人たちの現在の収入は、大体200万ドンから800万ドンというのはわかっています。200万ドンというと、メコンデルタ地域の平均所得の倍近いです。だから、もとが高収入だったので、そこまで収入が伸びなかったのではないかと思います。7人のうち5人が農家の方、1人が退役軍人、もう一人はレンガ工場のオーナーです。オーナーですと、工場を手放したら当然低くなりますし、軍人の方では給料がよかったと思われます。ただし、低くなったといいますが、200万ドンから800万ドンという高い収入があります。

武貞委員 ただ、そこは、移転前もしくはそれ以上にというのがガイドラインの趣旨だと思いますので、下がった結果、平均に近いから大丈夫という理屈ではないと思いますので、一応その確認を。

立松課長 審査時に確認はします。

武貞委員 できればということで、お願いします。もちろん、対策が必要ない原因であれば、それは構わないという話だと思いますし。

中村 確認しますが、原因までは難しいと思います。

立松課長 でも、それは確認をする必要はあると思いますので、確認をします。

武貞委員 お願いします。

早瀬主査 よろしいですか。

武貞委員 はい。

早瀬主査 じゃ、次は30番。これはいいですね。

立松課長 直接その世帯に働きかけるのではなくて、実施機関にその確認を依頼し、その結果の報告を求めるという形にいたします。

武貞委員 はい。

すみません、30番は、単に記述の話なので、落としてください。

早瀬主査 31番は、二宮先生。

二宮委員 31番は、この付表 - 2と、この32番のご回答のところにある、この質問と回答のところ、これを記述していただいてということで、あのコメント自体はもう必要ないと思うんですが。

早瀬主査 よろしいですか。

じゃ、32も結構です。33。

武貞委員 あとは、すみません、33から35は別に。

早瀬主査 じゃ、以上ということで、先生方からさらに何かありませんでしたら、これで今日は終わりたいと思います。

河野課長 スケジュールの確認を致します。

4月9日が全体会合の確定になりますので、当方のほうから来週の火曜日までには原案を書かせていただいて、4月5日、6日ぐらいまでに最終案を確認いただければと思いますが。

早瀬主査 メールで。

河野課長 メールで、はい。来週、火曜日にあのドラフトを書いて送ります。

早瀬主査 4月6日めどで、よろしいでしょうか。

河野課長 そうですね、ええ。9日ですので、6日でも構いません。

早瀬主査 ぎりぎりですね。6日は、よろしくお願いします。

河野課長 はい。

早瀬主査 何かありますか。

田中委員 全体会議は、今度は研究所のほうでしたか。

早瀬主査　そうです。

田中委員　わかりました。6日の部会はどこかこっちでやるんですか。

早瀬主査　6日はこっちだ。

田中委員　こっちですね。わかりました。こっちへ来ちゃう。そうだね。研究所じゃなかったから、気をつけないと。

河野課長　それでは、よろしければ、これで終わりにします。

ありがとうございました。

午後4時49分　閉会